

令和3年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年3月11日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月11日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	6番	黒 川 勝 好	7番	伊 藤 俊 一
	8番	飯 田 雅 広	9番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼ふるさと振興課長	伊藤 保光
		政策推進課長	北條 寿文		
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司	安心安全課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長	佐藤 正浩
		環境課長	石原 己樹	保険医療課長	不破 生美
		住民課長	飯田 和泉	健康推進課長	小澤 有加
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	まちづくり推進課長	福谷 光芳
		土木農政課長	東方 俊樹		
	消防本部	消防長	山田 靖		
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 追加日程第1 議会副議長の辞職
 追加日程第2 選挙第3号 議会副議長の選挙
 追加日程第3 議員の辞職
 日程第4 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
1	飯 田 雅 広	町民に寄り添う窓口の工夫はできているか……………	55
2	山 岸 美登利	交通事故防止安全対策について……………	69
3	伊 藤 俊 一	コロナ禍の感染対策と環境問題を問う！……………	77
4	中 村 英 子	ワクチン接種スケジュールについて……………	89
5	板 倉 浩 幸	新たなコロナ対策・減免制度について！……………	101
6	吉 田 正 昭	空き家・空き地を活用した地域の街づくり……………	118
7	水 野 智 見	近鉄蟹江駅南地区のまちづくりについて……………	129

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和3年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、感謝申し上げます。議場内にて発言される際にも、マスクの着用、またはフェースシールドを効果的に活用するなど、感染拡大防止に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、一般質問での議員の交代時や職員の入れ替えの際には暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

議会広報編集委員長から広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影・放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可いたしております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力願います。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

皆様のお手元に、飯田雅広君の一般質問に関する資料、板倉浩幸君から請求のあった政策推進室からの資料、中村英子さんから請求のあった環境課からの資料、総務民生常任委員会の所管事務調査に関する資料の配付をいたしておりますので、よろしくようお願いいたします。

本日の欠席の届けは、戸谷裕治君です。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、中村英子さん、お願いします。

○議会運営委員長 中村英子君

それでは、委員の皆様は、協議会室のほうにお集まりいただきますようお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前9時03分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時16分)

○議長 安藤洋一君

ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

それでは、ただいま開かれました議会運営委員会につきましてご報告をさせていただきます。

ただいま開かれました議会運営委員会の議題は、3月9日に戸谷裕治議員から副議長と、そしてまた議員の辞表というものが提出されたことによるものです。

この取り扱いにつきまして、本日、一般質問に先立ちまして、副議長の辞職及び副議長の選挙、副議長が欠けますので、直ちに辞職後の副議長の選挙を行います。そして、その次に議員の辞職についてを行いまして、この3件を本日の日程に追加してまいります。

ですので、追加日程第1といたしましては「議会副議長の辞職」、追加日程第2は「議会副議長の選挙」、追加日程第3は「議員の辞職」、そして、日程第4といたしまして、当初から予定されております「一般質問」へと入ってまいります。

以上のような日程と変更になりますので、よろしく願いをいたします。

また、議席につきましてですが、当然議席の変更というのが伴うんですけども、5月にも改選が予定されておることもありますし、また(町議会議員)補欠選挙というものも予定されている関係から、今回は議席の変更を行わず、欠員のままにしておくということになりました。

それから、もう一つですが、この辞職に伴いまして、補欠選挙が行われるということになります。

それで、この補欠選挙につきましては、やっぱり予算がここで発生しますので、一般会計の補正予算(第10号)になりますが、この補正予算、大変急いで可決しなければならない案件であります。この補正予算(第10号)につきましては、3月15日の予算審議の日の冒頭に補欠選挙に係る一般会計補正予算、これを上程し、これを採決していきたいと、そのような日程となってまいります。

以上が議会運営委員会の報告です。

(9 番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は配付のとおりです。

3月9日付で戸谷裕治君から副議長の辞表が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第1 「議会副議長の辞職」を議題といたします。

辞表を朗読させます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、朗読させていただきます。

辞表。

このたび一身上の都合により、令和3年3月9日をもって蟹江町議会副議長を辞職いたします。

令和3年3月9日、蟹江町議会副議長、戸谷裕治。蟹江町議会議長、安藤洋一殿。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

お諮りします。戸谷裕治君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、戸谷裕治君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長が欠けました。

ここで各派の調整を行っていただき、その後、各派代表者会をお願いしたいと思いますので、会派の方は会議室へご参集ください。

議場に残られる皆さんの休憩中の一時退席を許可します。

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前9時21分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時31分)

○議長 安藤洋一君

お諮りします。

選挙第3号「議会副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第3号「議会副議長の選挙」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第2 選挙第3号「議会副議長の選挙」を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

議場の出入口を閉じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に山岸美登利さん、板倉浩幸君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます

投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席の1番より順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

山岸美登利さん、板倉浩幸君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票

有効投票 12票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

水野智見君 11票

板倉浩幸君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、水野智見君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選されました水野智見君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

副議長就任の挨拶を許可いたします。水野智見君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○4番 水野智見君

ただいま副議長に選任をいただきました水野智見でございます。副議長職を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(4番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

3月9日付で戸谷裕治君から議員の辞表が提出されました。

お諮りします。

この際、議員の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議員の辞職を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

追加日程第3 「議員の辞職」を議題といたします。

辞表を朗読させます。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、朗読させていただきます。

辞表。

このたび一身上の都合により、令和3年3月9日をもって蟹江町議会議員を辞職いたします。

令和3年3月9日、蟹江町議会議員、戸谷裕治。蟹江町議会議長、安藤洋一殿。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

お諮りします。

戸谷裕治君の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、戸谷裕治君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第4 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 飯田雅広君の「町民に寄り添う窓口の工夫はできているか」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○8番 飯田雅広君

8番 立憲民主党 飯田雅広です。

議長の許可をいただきましたので、「町民に寄り添う窓口の工夫はできているか」ということに関して一般質問を行います。

2019年12月施行のデジタル手続法に、コロナ感染症対策も含め、今後の行政手続きはオンラインが原則になっていきます。

ふるさと納税総合サイト・ふるさとチョイスを企画運営し、行政デジタル化を推進するパブリック事業を手がける株式会社トラストバンクは、2020年8月21日、全国の20代以上の男女1,809名に実施した行政手続きのデジタル化に関するアンケート、全9問ですけれども、その結果を発表し、次のような結果となりました。

この結果のポイントとしましては3点になります。

1つ、窓口、紙、はんこによる行政手続きに約7割が不便さを感じた経験があり、2つ目、行政手続きがオンラインで完結するサービスを約8割が利用したいと思っている。3つ目、マイナンバーカードを所有しない最大の理由、約4割になりますけれども、利用できる行政サービスが少なく、保持するメリットを感じないからというようなものでした。

このうち、1つ目として、約7割が行政手続きに不便さを感じた経験がありということで

したが、具体的には「自治体の窓口に行かなければならない」が最多の75.4%、「休日や夜間に手続きができない」44.7%、「紙の申請書への記入」38.7%、「はんこによる押印・捺印」36.8%が並び、旧来の行政手続きの課題が浮き彫りになりました。

また、行政手続きがオンラインで完結するサービスを77.3%が利用したいと答え、ニーズの高さがうかがえました。

主な理由は、時間や場所の制限がないことやコロナ禍で人との接触を避けられる、これが20.5%ですけれども、これが目立ちました。行政の電子申請を利用しない理由を複数回答で聞いたところ、約3割が、手続きが限られているからということになりました。このように、将来的にはオンライン手続きが原則になり、オンライン手続きを望んでいる方も多くいるんですけれども、当面は最初のほうの窓口での不便解消が、今のところは重要ということになります。

そこで、窓口の証明書の発行業務の現状をお聞きいたします。

まず、住民課における窓口の証明書の発行業務の混雑状況はいかがでしょう。また、住民課においては、コロナ対策のため、受付窓口のレイアウトの変更を行っておりますけれども、この点に関して、住民の方はどのような感想があったり、また、どのような成果があったのかお答えください。

○住民課長 飯田和泉君

それでは、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

住民課の窓口では、転入・転出、戸籍、住民票、印鑑登録・証明発行、特別永住者証明書交付等、様々な業務を行っております。特にマイナンバーカードの交付等に関する事務は、今年度急増しており、窓口混雑の要因になっております。

全体的に見まして、曜日では月曜日と金曜日、時間帯では昼に混雑する傾向にございまして、時期としては、転入・転出の手続き等が増える3月から4月にかけて来庁者が多くなっています。

また、住民課では、地方創生臨時交付金を活用し、昨年12月に窓口の環境整備を行いました。

住民の方から直接感想をいただいたことはありませんが、ロビーに設置してあるソファや記載台等のスリム化及び配置変更、マイナンバーカードブースの増設、プライバシーパネルの設置等を実施したことにより、成果といたしまして、以前に比べ、来庁者の動線の整備、身体的距離の確保、個人情報の強化、そして、マイナンバーカードの交付等に係る滞留時間の縮減等を図ることができております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

私、3月1日ぐらいだったと思うんですけれども、やはりお昼ぐらいだったと思うんです

けれども、窓口にちょっと用事があって行ったんですけれども、やはり結構な人数でした。このコロナ禍ですので、なるべく、いらっしゃる方の人数を減らすのは難しいと思いますので、少しでも業務が早く済むように、滞留時間が短くなるようにというふうなことをまた進めていただきたいなと思います。

それでは、税務課における窓口の証明書の発行業務の混雑状況はいかがでしょう。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ただいまご質問のございました税務課の窓口の混雑状況についてお答えをさせていただきます。

例年6月の住民税の課税時期には、所得証明書の発行件数が多くなるため、窓口は混雑する傾向です。

2月、3月の確定申告時期は、2階大会議室に申告会場を設けており、今年度は新型コロナ対策として、会場内のレイアウトを大幅に見直して個別ブース化としました。また、番号札を廃止し、使い切りのA4用紙の受付票にご来場の目安時間を記載したことにより、会場内の混雑は防げています。

この申告時期は、税務課窓口では住民税申告の受け付けを行っており、時折混雑する場面もあります。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

確定申告時期なので、申告関係はそんなことかなと思いますけれども、証明書自体そのものの窓口の混雑具合はどのような感じですか、もう一度教えていただいてもいいですか。単純な納税証明書とか、そのあたりの。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

先ほど申し上げましたが、6月の課税時期、住民税の課税時期には、証明書の発行件数が多くなりますので、その時期には多く、混雑する傾向でございます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

今、住民課と税務課のほうに証明書発行業務の混雑状況をお聞きしたんですけれども、それでは、証明書発行の業務に関してお聞きいたします。

3点あります。

1つ目ですけれども、証明書の発行における申請手続きについて、利用者の方の不満の声を把握したことがありますか。

2つ目として、証明書発行業務のサービスの水準について、外部の評価を受けたことがありますか。

3つ目、証明書発行業務を外部へ委託することを検討したことがありますか。

以上の3点お答えください。

○政策推進課長 北條寿文君

ただいま3点、ご質問を頂戴いたしました。お答えいたします。

まず、窓口利用者の不満の声を把握したことがあるかというご質問に対してですが、証明書発行手続きに限定して利用者ニーズを調査したことはありませんが、日常におきましては、各課へのご意見と町長への手紙として、メールやお便りを頂く仕組みがございます。その仕組みを通じて、行政サービスをご利用される方々から通年で様々なご意見をいただきますが、中には職員の窓口対応において、手続きの待ち時間が長いというお声をいただいたことがあります。また逆に、スムーズで気持ちがいいという、対応に感謝しますというお声をいただいたこともございます。

また、このたびの第5次総合計画の策定過程におきまして実施した住民アンケートの中で、町の行政運営について今後どのようなことを望みますかという質問を設けました。結果としまして、33.2%の方から、窓口対応サービスの向上を望むというご回答をいただいております。

今後は、証明書発行手続きについて、それぞれの窓口ごとに来庁者アンケートを行うなど、サービスの向上に向けて、利用者ニーズの把握に努めてまいります。

そして、2つ目の質問でございますが、証明書発行業務のサービス水準について、外部の評価を受けたことがありますかというご質問について答弁させていただきます。

証明書発行業務のサービス水準に限定して外部の評価を受けたことはありませんが、町では行政サービス全般について、行政改革推進委員会を設置し、住民・外部委員の方々を委員として、各種取り組みへの外部評価を毎年受けております。その成果としまして、複数課にまたがる地番変更証明書発行業務を住民課に一元化したという事例がございます。

しかし、数ある証明書の発行業務は、住民目線に立った便利さ、速さ、分かりやすさが重要であると捉えておりますので、利用者アンケートの実施も含めて、客観的な評価手法を今後検討していきたいと思っております。

最後に、3点目ですが、証明書発行業務を外部へ委託することを検討したことがありますかというご質問に対してです。

町としまして、証明書発行業務の外部委託を検討したことはございませんが、県内外の自治体の状況や意向を把握しております。

当該業務の外部委託は、行政サービスの向上を実現する有意義な手法の一つと捉えておりますので、各種事例から分かるメリットやデメリットを精査するとともに、当町において導入した場合の効果をはかりながら、より効果的な窓口の改善を検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

確かに地番証明の発行に関しては、以前は政策推進課でやられていたと思いますね。当時の場所は2階の奥にありましたので、そういう面で、非常に不便だろうなという思いはずっとありましたので、今住民課の窓口になったというのは、非常に住民の方にとってはメリットが多いんじゃないかなというふうに感じております。

アウトソーシングに関しましても、アウトソーシングしているところのいろんな状況を私も調べますと、メリット・デメリット、それぞれいろいろあると思いますので、このあたりもしっかり調べていただいて、また進めるなら進めていただきたいなと思いますし、このままで問題なければ、このままでもいいのかなというふうには思っておりますので、このあたりは、また今後のいろいろな動きを見ていただきたいなと思います。

それでは、役所の窓口の対応の印象として、今先ほどもあったとおり、やはりしゃくし定規な対応ですとか、たらい回しといったイメージ、そういった批判がついて回ります。そのような窓口の対応といたしまして、北海道の北見市では、証明書発行業務に関して申請書への記入を減らす「書かない窓口」というものを行っております。この北見市の取り組みに関しましては、添付の資料をつけさせていただきましたので、またご確認いただきたいと思っております。

申請書に関しましては、内容が難しいですとか、どこに何を書いていいのかわかりにくいなど、窓口で記入の手間や時間がかかります。北見市では、職員が市民の相談内容を聞き取り、内容に応じた申請用紙を交付する簡単証明申請を導入いたしました。北見市では、2009年より窓口改革に取り組んでおり、その一環として実現したそうです。

この北見市の先行事例は、「書かない窓口」と呼ばれ、2016年の行革甲子園でグランプリを受賞しております。「書かない窓口」は、埼玉県深谷市や三重県松阪市など全国に事例が広がっております。

また、東京都福生市では、市役所窓口での紙資源の削減と事務効率化を図るため、窓口の証明書交付請求書・申請書を電子ペーパー化しております。証明書交付等における申請書等を電子ペーパー化、タブレットに表示するようしておりますので、これにより、申請書は紙ベースの保管であったために、申請書を探す際に時間を要しておりましたけれども、データ化することでパソコンでの検索が可能となり、業務改善につながっているというふうに聞いております。

そこで、次の3点をお聞きいたします。

1点目、証明書発行業務において、来庁者が適切な申請書を選び、正しく記入できるための工夫として、北見市のような形式の職員がヒアリングで適正な申請書を作る「書かない窓口」を検討してはいかがでしょうか。より3密回避と滞留時間の削減につながると考えますが、いかがでしょうか。

2点目、さらに東京都福生市のような、画面に表示された申請書にサインするだけで申請ができる仕組みを導入してはいかがでしょうか。相乗効果として様々なコストカットにつながると思いますが、いかがでしょうか。

3点目、愛知県の小牧市では、市民窓口課でも税証明が申請できます。証明書発行業務に特化した係をつくってはいかがでしょうか。

この3点についてお答えください。

○政策推進課長 北條寿文君

ただいま3点、ご質問を頂戴いたしました。北海道の北見市、そして東京都の福生市、県下では小牧市という3つの事例をお示しいただいたご質問でございましたが、答弁させていただきます。

まず、北見市の事例につきまして、窓口での証明書発行手続きについて、職員がヒアリングをして申請書を作るという北見市の「書かない窓口」につきましては、大変参考となる、素晴らしい取り組みだと思います。この取り組みは、手続きに来られる来訪者の中には、申請書の書き方が分からずに窓口職員に尋ねられる方がみえるという点にも着目して、窓口業務を改善した好事例だと思います。

また、各種証明書の申請書を1枚に統合化したことで、1か所でまとめて申請できるワンストップサービスを実現したことも大きな成果だと思います。

窓口業務は、来訪者の滞在時間と職員の事務処理時間、この両方が短縮されてこそサービスの向上と言えると思いますので、他の事例も含めまして検討し、当町の業務改善を図ってまいりたいと思います。

そして、2つ目の福生市さんの事例でございますが、こちらは窓口業務のタブレット活用として、当町にとって大変参考となる取り組みだと思います。

福生市では、先ほどの北見市同様に、窓口職員のヒアリングによる「書かない窓口」に当初取り組んでみえましたが、さらなる改善としてタブレットの活用を導入し、一部の申請書ではありますが、電子ペーパー化したことで紙資源の削減につながったものであります。この事例は、ペーパーレス化のみならず、紙で保管していた申請書がデータ化されたことでパソコンの検索を可能とし、改めて申請書を探す際の手間が省け、職員の事務効率が上がったという点も、素晴らしい業務改善だと思います。

東京都内で初めての取り組みという先進的な事例ではありますが、デジタル化の先には、RPAの導入による窓口業務プロセスの最適化も将来的には考えられると思います。今後は押印が廃止される手続きも増えていきますので、窓口サービスの向上と業務改善を図るために、ICTの活用を含めて、当町でも検討してまいりたいと思います。

そして、最後に小牧市さんの事例でございますが、こちらは市民窓口課の証明書発行係で、各種証明書について手続きを一元化して発行してみえます。市役所の新築時に庁舎ロビーに

出島を設けて、証明書発行の手続きに特化した業務を行う係を配置してみえますが、当初はあらゆる手続を一元化することも検討されていたようですが、現在は市民窓口課で取り扱う各種証明書と税関係証明書が対象となっているようであります。

小牧市では、職員の確保にも苦勞されたということで、各種届出書の受け付けや各種証明書の交付実務を網羅して担う業務を民間事業者に委託されてみえます。結果、窓口サービスの向上を実現した反面、多大な経費が増えるとともに、委託業者の仕事を管理するという業務が必要ということで、人員削減効果も想定したほどは得られなかったということで確認しております。

しかしながら、証明書発行業務の一元化は、来訪者の利便性を高め、サービス向上につながるものと言えますので、当町におきましても、限られた財源、庁舎のスペース、人員配置等を総合的に勘案して、費用対効果も得られる窓口業務改善について検討していきたいと思っております。

北見市、福生市、小牧市と一連の先進事例について情報提供いただきましたことに感謝を申し上げ、今後の検討をさせていただきたいということで答弁申し上げます。よろしく願います。

○8番 飯田雅広君

この北見市の取り組みに関しましては、私、調べたんですけれども、非常に参考になるいい取り組みだなというふうに思いましたので、今回、一般質問において提案をさせていただきました。

さらに、福生市の取り組みに関してですけれども、先ほどRPAのお話がありました。私も、いずれRPAに関して、また一般質問したいなと思っておりますけれども、そこに関して、非常に将来的につながっていく取り組みですので、また検討いただきたいなと思っております。

また、小牧市に関しましては、先ほどもアウトソーシングの話を私、質問いたしましたけれども、やはりアウトソーシングすることによって、デメリットというのは当然発生するというのは、小牧市の事例を見ても思いますので、そのあたりの取り組みに関して、すごい難しいかじ取りになると思うんですけれども、またよく研究していただいて、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

今、政策推進課長からは、行革の面からご回答いただいたと思います。では、システム的な役場での管理という面から、総務課長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問いただきました3点についてお答えをさせていただきたいと思っております。まず、1点目の「書かない窓口」の検討についてでございます。

住民サービスの最前線となる窓口業務につきましては、住民に寄り添った接遇はもちろんのこと、来庁者が目的に応じ、分かりやすく、そして正確な手続きが行えるよう、利便性を考えた窓口であるということが重要となってまいります。

今後、マイナンバー制度の浸透に伴いまして、窓口業務の変化も想定されるため、窓口の利用者数、利用サービスの変動なども注視しながら、今回ご提案いただいた「書かない窓口」も含めまして、行政サービスの在り方、窓口サービスの在り方について検討を重ね、利便性の向上や滞留時間の削減により、よりよい窓口を検討し、研究していきたいと考えております。

続いて、2点目の福生市の事例を参考にというところのご質問でございます。

東京都の福生市の取り組みは、住民にとって、様々なライフイベントに必要な手続きをタブレットに表示された内容の確認をすることで、氏名を自署するだけで済むようになります。こうすることによりまして、窓口での待ち時間の短縮、住民サービスの向上につながると認識をしております。

しかしながら、住民異動に係るシステムの導入につきましては、業務の効率化に役立つ一方で、多額の費用を要することがあります。今後、窓口関連課全体で、窓口の在り方や費用対効果、組織体制、運用方法などについて検討を行い、併せて先進事例を調査研究してまいりたいと考えております。

3点目にご質問いただきました証明発行業務に特化した係の創設等についてということでございます。

証明書の発行業務につきましては、業務の効率化を含め検討を行い、今後、行政需要として、証明書発行業務に特化した係の必要性が認められれば、関係各課と調整の上、組織の見直しも併せて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

やはり住民の方が大変便利になる仕組み、取り組みになるかというふうに思っておりますので、ぜひとも政策推進室長と総務部長のご見解もお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

それでは、まず、行革ということもありますので、まずは私のほうから答弁をさせていただきます。

今、証明書の発行業務について、3つの市の事例のほうをお聞きいたしました。申請書を1枚にしたり、また、一部ではありますけれども電子ペーパー化をしたり、発行業務の一元化をしたりと、どれもその自治体にあった工夫をされた、とても参考となる事例だというふうに思っております。

私たちが一番を考えなければいけないのは、町民の皆さんがやりやすい、そして、できるだけストレスの少ないような対応を、証明書発行業務においても心がけていかなければいけないことだというふうに考えております。

まずは、関係課と連携をしながら現状と課題をしっかりと把握し、蟹江町の実情にあった改善・工夫、そういったことを研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○総務部長 浅野幸司君

では、ご質問にお答えをいたします。

先ほど来、行政改革、それと庁舎管理、それぞれの担当課長からご答弁をさせていただきました。私自身も北見市、福生市の公式ホームページのほうを拝見いたしまして、大変住民の方に分かりやすい、そういった画面作り等々をされておるといところ、大変いい事例を本当にご紹介いただきまして、ありがとうございました。

過日の新聞で、国、総務省の調査で、全国の市町村の職員数というのは、30年後に10%か20%程度減少するというような試算が出ておるようでございます。そういった、人口減少のところも含めた職員数の減少ということですが、そういったことも踏まえて、やはり議員のご指摘の業務のこういった効率化、それから事務手続きの簡素化というのは、必要不可欠だと私は認識をしております。

今後はデジタル化とか、AI、いわゆる人工知能の活用等も含めた、施策も含めた、そういった導入費、これは財政的な費用負担も当然発生するわけでございますので、そういった財政面も考慮に入れまして、調査研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

ありがとうございます。今、総務部長からお話があったとおり、私も職員の数が減っていくというのはいろいろ聞いております。試算があるというのは聞いております。そういうこともあると思いますので、やはりICT化ですとか、スリム化ですとか、そういうものの中から取り組んでいかなきゃいけないかなというふうに思っております。20年後、30年後を考えたときに、まずここから始めるというのもいいんじゃないかなということも思いましたので、今回ご提案をさせていただいております。

それでは、証明書の発行業務を一つの窓口でというような提案をさせていただいておりますけれども、それにはシステムの変更等々が必要になるかと思っております。将来的にはオンライン手続きが原則となりますので、当然、どちらにしてもシステムの改修というのは必要だと思っておりますけれども、最後に、役所の手続きを原則オンライン化するデジタル手続法についてお聞きいたします。

デジタル手続法、正式には情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の

向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案という形ですけれども、これが2019年5月に成立いたしました。これは、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者が、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目的としております。

デジタル行政推進の基本3原則は、1、デジタルファースト、個々の手続き、サービスが一貫してデジタルで完結する。2、ワンスオンリー、一度提出した情報は二度提出することを不要とする。3、コネクテッド・ワンストップ、民間サービスを含め複数の手続き、サービスをワンストップで実現する、この3つになります。これにより、行政手続き、申請と処分通知になりますけれども、についてオンライン実施を原則化しますが、地方自治体は努力義務となっております。

そこで、次の3点をお聞きいたします。

行政手続きのオンライン化が努力義務となっておりますけれども、どのように蟹江町として進めていく予定か教えてください。

2点目、政府が指定している34種類のオンライン利用促進対象手続きのうち、オンライン化できているのはどれになるか教えてください。

3つ目、オンライン利用促進対象手続きをオンライン化していないものがあると思いますが、それに関しての理由を教えてください。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問いただきました3点について、順番にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。行政手続きのオンライン化の努力義務を受けて、どのように進めていく予定かというところでございます。

行政手続きのオンライン利用につきましては、令和2年12月25日に閣議決定されました国のデジタル・ガバメント実行計画の中では、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きとして、文化・スポーツ施設等の利用予約、水道使用開始届、粗大ごみの収集の申し込み、子育てや介護などのワンストップ手続きなどの34手続きを例示しております。

現在、蟹江町におきましては、愛知県と県内市町村で共同運用いたしますあいち電子申請・届出システムなどを活用しながら、一部の窓口手続きのオンライン化を実施しております。引き続き、町が優先的にオンライン化すべき手続きを検討の上、電子申請が可能な手続きの広報周知のほか、押印廃止と書面主義の見直しに合わせる形で、オンライン化の拡充を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、政府が指定しております34種類のオンライン利用促進対象手続きのうち、オンライン化済みの手続きについてご質問いただいております。

本町においてオンライン化している業務の手続きといたしましては、1つ目に図書館の図

書貸し出し等の予約に関するものです。2つ目につきましては、研修、講習、各種イベント等の申し込み、3つ目といたしまして、犬の登録申請、死亡届の提出、4つ目といたしまして、地方税申告の手続き、eLTAXでございます。5つ目といたしまして、入札参加資格審査申請書等の手続きでございます。最後6点目で、入札の手続きでございます。以上の6種類がオンライン化しておる手続きとなります。

続きまして、オンライン化をしていない理由についてというところでご質問いただいております。

本町におきまして、オンライン化していない主な理由といたしましては、まず1つ目に、申請届け出に際しまして別の書類の原本確認や自署押印が必要である、あるいは多くの添付書類を要するなど、法令等の制約によるものがまず1点目でございます。

2つ目といたしまして、窓口で相手を確認しながら面談を重ねることで、より相手の状況を把握するなど、対面での手続きを必要とするものでございます。

3つ目といたしまして、対象者が少ない、あるいは対象者の大半が電子申請に必要な環境を有していないなど、オンラインの利用が見込めないというところの3点でございます。

以上が、オンライン化を実施していない主な理由であると考えております。

今後、オンライン利用が低調な手続きやオンライン化していない手続きにつきましては、その理由や背景等を再度調査した上で、オンライン化に向けた検討を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

なかなかオンラインできない申請関係もあるかなというのは私も思っております。なるべく、オンラインできそうなものというのは早めにしていただいたほうが、より利用者の方の利便性が高まりますので、ぜひともこれも進めていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に町長にお聞きいたします。

例えば、ここの窓口で住所、氏名、年齢、生年月日を書いて、次、こっこの窓口で住所、氏名、年齢、生年月日を書いて、そこの窓口で違う種類のことをやるので、また違う書類に住所、氏名、年齢、生年月日を書いて、今度はちょっと向こうの窓口で、同じように住所、氏名、年齢、生年月日を書いてというようなことがあります。本当に何回も住所、氏名、年齢、生年月日を書くということがありますので、そのようなことをできるだけ避けるような窓口業務をしていただきたいという思いから、今日の質問をしております。

当然、これが一気にできるわけではないと思いますし、ですので、まずは証明書発行業務から進めていただきたいなど。1回住所、氏名、年齢、生年月日を書けば完結するというようにしていただければいいなという思いから提案をいたしました。いずれ、国保、国民健康保険ですとか国民年金、介護保険等も、そのような形になっていただければいいかな

というふうに考えております。

役場全体の建物のサイズもあるかと思ひますし、それによって新たな窓口を設けるというのも難しい面もあるかと思ひます。また、システムの変更もしなければならぬと思ひますので、費用もかかると思ひますので、様々な障害はあるかと思ひます。

できる範囲で少しずつ、町民に寄り添う窓口の工夫を進めていただきたいと思いますと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まずは、今回の質問、ずっと答弁も含めて、内容をしっかりと私の中でそしゃくをさせていただきます、コメントを今求められましたので、コメントをさせていただきますと思ひます。

まず、言っておみえになることはおっしゃるとおりでありまして、先ほどの法律、あれは2019年5月でしたかね、デジタル法、いわゆるデジタル手続法というのが成立をした、私もそれは理解をしております。また、今度デジタル庁が、2021年9月ですか、創設をされる。庁から省にどんどん昇格をしていくというふうに思ひますが、今現在、日本国内、一番大きな問題は、言わずと知れたコロナ、新型コロナウイルスの蔓延状況であります。本当にデジタル化をしなきゃいけないということは、日本の国民、日本の政府も十分、デジタル・ガバメントの創設は喫緊の課題だということを分かっておったわけですが、急激にコロナという厳しい外圧から国民、町民、市民全員を守るために、今いろんな施策が打たれております。

あまり聞かれなかったリモートという言葉、オンラインという言葉が日常使われるようになりました。実際そういう手法を使って、情報の交換が今主流になりつつあります。

そこで、今回、窓口業務の簡素化並びに電子化等々の、本当にこれからやっていかなきゃいけない、しかもスピード感を持ってやっていかなきゃいけない状況が差し迫っているというふうに思っております。当町も、先ほど担当のほうから、それぞれのセクションでお話をさせていただきました。それぞれのセクションが絶えず連絡を取りながら住民サービスをしていくというのは、これは言わずと知れた地方自治体の責務であります。

ちょっと考えてください。今、日本人の1億2,000万人強、これから若干減っていくわけですが、今現在、オンラインを促進するために、マイナンバーカードの申請を皆様方をお願いをしているわけでありまして。しかしながら、なかなか普及が進まない。それはどうしてか。せっかく取得をしても、私ももちろん一番最初に作らせていただきましたが、使うところがない。使う場所がない。使うアイテムが、これからどんどん急激に増えてくると思ひますが、身分証明書にもなりますし、4桁と6桁のIDがあるということも含めて、使える方、使えない方、落としたときはどうするんだとか、いろんなセキュリティーのことを考えると一歩前へ進まない。やっぱりしっかりとしたセキュリティーを構築した上で、これから今進んでくると思ひますし、急激に蟹江町も申請が伸びてまいりました。その窓口も、こ

の臨時交付金でつくらせていただき、蔓延防止のための施策もついでに取らせていただいております。そういった中で、今後やらなければいけないことは山積みであります。

先ほど、この辺でいえば一宮市の例、北海道の北見市の例、東京の例、これも勉強させていただきました。おっしゃるとおり、非常に多額のお金がかかります。全てやるということじゃなくて、できるところから少しずつやっていかなきゃいけない。既にもうAI、チャットボットもスタートしておりますし、それから、RPAもこれから考えなきゃいけない。窓口にa i b oちゃんのようなかわいい、a i b oちゃんをかにか丸ちゃんにしてもいいかなと思うぐらいの、そういう案内サービスをするロボットもこれからやっていかなきゃいけない、そういう時代がすごいスピードで、こちらのほうに向かってきているのも実感として感じておるわけであります。

議員各位におかれましては、飯田議員も含めてでありますけれども、予算の措置、国がどのような形でデジタル庁に力を入れるか分かりませんが、我々地方自治体、1,741分の1でありますけれども、住民の安心安全、そのために、やれるところからやっていきたいというふうに思っております。

今回、マイナンバーカードがもう少し普及をしておれば、定額給付金ももう少し早い段階で国民の皆様方に、政府のいわゆるガバメントの中でのスピード感が速まったと思いますが、蟹江町といたしましては、デジタルとアナログを今あるアイテムを使いながら、いち早い給付に、皆様方にご満足をいただけたかどうか分かりませんが、させていただきました。

これからスピード感を持って、政府からのいろんな臨時交付金の活用をこれからもやってまいりたいと思いますし、そのアイテムとしてツールとして、今回のご指摘をいただいたものについては不可欠でありますので、しっかりと見据えた上で前に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○8番 飯田雅広君

今、町長のお話の中にも、こういうものを進めていくときには、やはり非常にコストがかかるというようなお話もありました。私も、コロナ禍もありますので、コロナ対策という面でも進めていただきたいという思いはあるんですけども、なかなかコストの面や、建物のスケールの面もあると思いますので、難しい面は当然あると思っております。

では、なぜ今回このような質問したのかといいますと、やはり職員の皆様も、来られる方に書類のたびに何回も住所、氏名、年齢、生年月日を書いていたかねばならないことは、申し訳ないと感じていらっしゃると思います。ただ、できれば職員の方に、そこで終わってほしくはないというふうに思います。そのような状況をどうすれば改善できるんだろうかというようなことを考える職員の皆さんでいてほしいと、そういう意識を持つ職員でいてほしいという思いから、今回質問をしております。

よく本当、職員の皆さん言われることが、先例がないですとか、他市町村の動向を確認してとかいうようなことをおっしゃいますけれども、そういった後ろ向きではないような、そういった言い訳がないような、常に前向きに改善を考えるような職員にしていっていただきたいし、そういう職員が増えていけばなというふうに思います。そのような職員が増えることが、遠回りのように見えるんですけども、人口減少下における選ばれる自治体になっていく、結局は要因になるんじゃないかなというふうに私自身は考えております。

今、町長にお答えいただいて締めていただいたんですけども、副町長、どう思いますか、こういうような職員。少しでも改善を目指すような職員が増えていくという自治体にしていただきたいと思うんですけども、そのようなことに関して、どのようにお考えになりますか。

○副町長 河瀬広幸君

飯田議員からご指名いただきました。

今町長がお答えしたとおりでありまして、まさしく住民の窓口というのは町の一丁目一番地であります。初めて、やっぱり住民が窓口に来られて、いかに速やかに、いかに気持ちよくやっていただくのが、我々行政の第一歩だと感じております。

そのためには、先ほど担当部長、担当課長、そして様々なお答えをさせていただきました。やっぱり職員一人一人が、そのことをしっかりと自分に認識をし、やっぱり住民に対する対応を基本において、常にそれをやっていくことが必要だと思います。ただ、先ほど申しましたように、非常に事務も複雑化しております。また、たくさんの業務もありますので、そういうことも踏まえまして、蟹江町一丸となって事務サービスを向上させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番 飯田雅広君

ぜひともそのように進めていっていただきたいと思います。

他市町村においても、市民ニーズ及び目的に合わせた受付や案内が受けられるワンストップサービスなど、様々な窓口サービスの改善に向けた取り組みが行われております。当町も、いかにして、町民にとって便利で分かりやすく、ワンストップ的にサービスを受けられる優しい窓口を構築していくかということを念頭に置いていただいて、町民目線から見直しを行っていただき、町民本位の待ち時間の短い、迷わず分かりやすい、安心して手続きができる優しい窓口を実現するために、町民の意見をまた参考にさせていただきながら、当町における窓口の在り方について検討、議論をお願い申し上げたいと思います。

また、我々議員はタブレットを持って議会に臨んでおりますけれども、理事者の皆様はまだデジタル化されておられません。私も今、紙を持って一般質問しておりますけれども、メモをささっと取ったりするにはやはり紙が便利ですので、使い分けだと思っておりますけれども、やはり、先ほどから話があるようにデジタル化に向かっていきますので、ぜひとも理事者側

もデジタル化していただきたいなというふうに思います。

やはり、我々議員のほうタブレット持っているんですけども、全体としてデジタル化していかないと効果が半減していきますので、オンライン手続きが原則となっていく中において、ぜひとも理事者側の皆様もデジタル化を進めていただきたいというのを最後にお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、総務部次長、総務課長、政策推進課長、住民課長の退席と、安心安全課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。再開は10時40分とします。

(午前10時31分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時42分)

○議長 安藤洋一君

質問2番 山岸美登利さんの「交通事故防止安全対策について」を許可いたします。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○1番 山岸美登利君

1番 公明党 山岸美登利です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、「交通事故防止安全対策について」質問をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大で、3密を避けようと通勤などで自転車の利用が広がる中、警察庁が事故への注意を呼びかけています。

今回、町内で、若年層の車道の逆走、一時不停止などの危険運転、また年代問わず、並進や信号のない幹線道路等を横断するなど、住民より危険な自転車運転を見かけるが、安全な自転車利用のマナーが徹底されているのか問われる声がありましたので、初めに、本町の自転車事故の現状、交通ルールの遵守とマナー向上への啓発、安全対策の取り組み等、自転車利用者の安全対策についてお聞きしたいと思います。

警察庁によると、去年の自転車関係する事故は8万473件と、この10年で半減していますが、交通事故全体に占める割合は20%前後の横ばい傾向が続いています。対自動車との事故が圧倒的に多く、約8割を占め、そのうち半数が交差点などでの出会い頭の衝突、次は右左折時の衝突になっています。また、自転車と歩行者の接触事故は2,831件で、2017年以降増加に転じており、対歩行者事故は、自転車側の4割弱が10代、歩行者側の約6割が高齢者となっています。

事故の要因として、約7割は自転車側にも法令違反があります。最多は安全不確認や一時不停止などの安全運転義務違反で41%。次いで、交差点安全進行義務違反は12%となっています。

ここで改めて、自転車に乗るときに守るべき重要なルールとして、自転車安全利用5則を申し上げますと、1、自転車は車道が原則、歩道は例外、2、車道は左側を通行、3、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、4、安全ルールを守る。二人乗り・並進禁止、夜間時ライト点灯、一時停止と安全確認をしっかりと行う。信号を正しく守る。飲酒運転はしない。5、子どもはヘルメットを着用とあります。

信号無視などの14項目の危険な違反行為を繰り返す悪質な自転車運転者に講習受講を義務づける改正道路交通法が2015年6月に施行され、講習命令に違反した場合、罰金が科せられるなど、自転車運転ルールが強化されました。しかし、どの罰則・罰金もかなり重く、現実的ではないため、ほとんど適用されることはないとお聞きしました。

さらに、昨年2020年6月30日に新たに施行された改正道路交通法では、新たに自転車による妨害、あおり運転が、これまで指定されていた14項目の自転車運転者講習の対象となる危険行為の一つに追加されました。

自転車によるあおり運転といえば、昨年10月、埼玉県桶川市の自転車で危険な運転行為を繰り返した妨害、あおり運転により、33歳の男性が全国で初めて逮捕された事例がありました。あおり運転とは、逆走、進路変更、幅寄せ、追越し（禁止）違反、執拗なベル、短い車間距離、不必要なブレーキの類いです。

また、この法律において、2008年から13歳以下の子どもに自転車運転時のヘルメット着用が義務付けられており、それ以外は努力義務になっています。

2019年の警察庁の実態調査で、自転車運転中の死亡事故が433人、そのほとんどがヘルメットを着用しておらず、死因の半数以上68%が頭部損傷であることが分かりました。また、死者数に占める高齢者の割合は53%と年々増加傾向にあります。

こうしたことから、死亡・重傷事故となるリスクを減らすため、ヘルメット着用は大変重要と考えます。特に子どもたちの安心安全、交通事故防止のため、近隣市町村のうち愛西市、弥富市では小学生、中学生の新1年生に、大治町では小学1年生にヘルメット配布を独自で行っています。ほかにも県内の自治体では、ヘルメットの配布等がなされています。

そこで、3点お伺いをいたします。

1点目、本町の自転車事故の実態、また、マナーやルールを守り、自転車事故、危険運転防止を強化するため、どのような取り組みをされていますか。

2点目、小中学校での交通安全教育の徹底やルールの意識啓発への取り組みは実施されていますか。また今後、本町でも、弥富市、愛西市、また大治町が実施されているように、小中学校入学時にヘルメットを配布するお考えはありませんか。

3点目、子どもから大人まで自転車利用者にヘルメット着用の必要性を周知し、購入を促進するため、ヘルメット購入費用を補助するお考えはありませんか、お聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、1点目のご質問で、自転車事故の実態等についてお答えをいたします。

令和2年中、蟹江町内での自転車事故の件数は51件、高齢者の事故が、このうち25件でございす。平成30年には、自転車同士の交通事故により1名の方が亡くなられました。自転車同士の事故を受け、回覧で、先ほど議員がおっしゃられた自転車安全利用5則とともに、TSマーク（保険付帯の点検整備）の周知を図りました。

そのほか、長寿会などの組織単位での交通安全教室を実施しており、自転車走行を疑似体験できる自転車シミュレータを利用した交通安全教室や、交通児童遊園にて正しい自転車の乗り方を学ぶ講習会を開催し、高齢者等への自転車マナーやルールの周知を行っております。

1点目につきましては以上でございます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご質問のありました2問目前段部分、小中学校での交通安全教育の取り組みについてお答えさせていただきます。

各小中学校では毎年、学校安全年間計画を作成し、安全教育として、各学年においての安全学習や日常の指導として安全指導を行っております。その中で、交通安全に係る教育も行われております。具体的には、道徳では交通安全について、ルールやマナーについて考えること、保健体育や学級活動では、安全教育として、事故に遭わないためにどうするかを考えることなどの授業が行われております。

また、小学校では、朝礼などを通して、校長先生から交通安全について呼びかけをしたり、通学団会議を行い、集合場所や通学路について安全確認を行ったりしております。

中学校におきましても、必要に応じて学年会を開き、交通安全指導を行っております。これに加えまして、安心安全課や蟹江警察にご協力をいただき、小中学校ともに交通安全教室を毎年行い、交通安全教育についての理解を深めております。

続きまして、2問目の後段部分、小中学校入学時におけるヘルメットの配布についてお答えさせていただきます。

現在の蟹江町の状況としましては、安心安全課が所管しております蟹江町交通安全推進協議会に、新入学児童の全員に黄色い帽子を支給していただいておりますので、ヘルメットの配布は行っておりません。支給後の帽子のサイズ変更や帽子を紛失した場合などにつきましては、自身にて購入してもらっております。

海部管内の自治体におけるヘルメットの状況としましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、新入学児童及び新入学生徒にヘルメットを配布している自治体、それから、新入学児童のみにヘルメットを配布している自治体、それから、一部の新入学児童のみにヘルメット

を配布しているところの大きく3つのパターンがあります。

ヘルメットの配布につきましては、海部管内を含め、近隣市町村の状況を調査研究しまして、また予算も伴うことから、財政部門とも相談しながら検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、ご質問の3点目でございますヘルメット購入費補助についてお答えをいたします。

令和3年度より、愛知県が新たに愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金を創設し、市町村へ補助をする制度がスタートする予定となっております。蟹江町としまして、この補助金を活用し、児童生徒及び高齢者に対し、ヘルメット購入費の補助を行っていく考えであります。

開始の時期としましては、県の動向を注視し、早急に制度化をし、今後の予算計上を検討しているところでございます。

以上です。

○1番 山岸美登利君

詳細な説明のご答弁いただきました。ありがとうございます。

ヘルメットの助成については期待をしております。また、児童への交通安全教育のほう、徹底のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

コロナ禍の影響もあり、世界的に自転車活用が進められており、日本でも健康や環境を考え、密を避けたいと思う人たちが新たに自転車に乗り始めたり、従来以上に乗る回数や距離を増やしたりする傾向が出てきました。だからこそ、安全運転を徹底し、万一の場合に命を守り、医療機関への負担を増やさないためにも、改めてヘルメット着用の大切さを啓発する必要があるのではないのでしょうか。

ヘルメットに関しては、カラフルな現代風のものや高齢者向け、ご婦人向け等、帽子のデザインのものなど、機能を兼ね備えたおしゃれな製品も増えています。改めてヘルメット着用の重要性和利用者への自転車運転マナーの徹底、交通ルールの遵守等、安全な自転車利用に向けての意識啓発、周知をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、自転車保険加入の促進を求める取り組みについてお伺ひいたします。

環境に優しい交通手段で、手軽な乗り物として多くの人利用する自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にはほぼ匹敵します。その自転車が関連する事故は、2009年からの10年間で件数自体は年々減少しているものの、スマートフォンの普及により、ながら運転をする未成年者の事故が依然として多く、自転車対歩行者に限れば、2016年から増加傾向にあります。事故を起こした加害者の年齢層を見ますと、19歳以下、16歳から19歳の事

故・事件が全体の4割を占めています。

2017年には川崎市で、電動アシスト自転車を発進した女子大生が前方を歩いていた77歳の女性に衝突し、2日後に死亡させる事故がありました。当時この女子大生は、両手をハンドルに添えた状態で、右手に飲物、左手にスマホを持ち、左耳にはイヤホンをつけており、ぶつかる直前までスマホを操作していたそうです。

道路交通法上、自転車は軽車両に位置付けられるものの、免許の必要はなく、安全意識の低さから、自転車が凶器になりかねない実態が浮き彫りになりました。法律違反をして事故を起こすと、自転車の利用者は刑事上の責任が問われます。また、相手にけがを負わせた場合や物を壊した場合は、治療費や慰謝料、修繕費など、民事上の賠償責任も発生します。

先の事故のように、近年では、相手を死亡させたり、意識が戻らないなど重傷を負わせた自転車事故で民事裁判となり、数千万円に上る損害を求められるケースが相次いでいます。

過去に遡りましても、2008年、神戸市で、当時小学5年生の男児が夜間に自転車で帰宅途中、歩いていた女性と正面衝突をした事案では、9,500万円の支払いが母親に命じられましたが、損害賠償責任をカバーする保険に加入していなかったため、判決の翌年に自己破産、被害者家族に賠償金は支払われませんでした。また、相手の過失で事故に巻き込まれてしまった場合、相手に賠償金を支払う余裕がないときは、当面、自ら諸費用を支払わなければなりません。

自動車事故の場合は、加入が強制されている自賠責保険があるため、事故で相手を死亡させた場合、3,000万円までの損害補償に備えることができますが、自転車ではそのような強制加入の保険制度はありません。そのような中、近年の賠償金額の上昇により、2019年9月現在で22都道府県が、自転車事故に対する保険加入を義務付けたり、加入を推奨するなど、住民に自転車保険の加入を促す条例を制定する自治体が広がりを見せています。

先ほどの事故を受けて、兵庫県では15年3月、全国で初めて保険加入を義務づける条例が成立し、同年4月には、県交通安全協会が損害保険会社と提携し、独自の自転車保険制度を始めました。保険料を含め、年間1,000円から3,000円を支払うと、家族全員を対象に最大1億円まで賠償金が補償されています。

このように、自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっており、低額の費用で手厚い補償を得られるのが特徴です。名古屋市でも17年3月に、自転車保険の加入を義務付ける条例が成立しています。

ところが、保険への加入は十分に進んでいないのが現状である中、国交省の調査によると、条例により義務化している自治体では約6割、条例制定していない自治体の加入率は約4割にとどまっています。保険に未加入であったため、高額の賠償責任を払えなければ、加害者は苦しみ、被害者は十分な補償を受けられず、泣き寝入りするしかありません。

このため、通学や通勤を含め、自転車を利用する全ての人を対象になる自転車保険の加入を勧める自治体が増えており、自転車の販売店やレンタル店に対しても、購入者や利用者が保険に加入しているかどうか確認し、保険加入を勧めるよう協力を求めています。

そこで、2点お尋ねをします。

住民の皆様が安心して自転車利用していただくため、1点目、本町の自転車保険の加入状況とその周知について、また、自転車保険加入の促進への取り組みについてお伺いをいたします。

2点目、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体が広がりを見せています。どのように認識しているのかお聞かせください。

また、平成13年3月21日に制定された本町の蟹江町交通安全条例の中に、自転車の安全な利用の促進に関する内容の一部を盛り込んだ条例に改正するお考えはありませんか、お尋ねをいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、ご質問のありました1点目でございます。自転車保険の加入状況等についてお答えをいたします。

自転車保険には、専用の賠償責任保険のほか、自動車の任意保険、火災保険、傷害保険等の特約や付帯保険といった種類がございます。加入率につきましては、2019年度第2回県政世論調査によれば、愛知県での加入率は36.7%となっております。

加入促進につきましては、学校において、愛知県小中学校PTA連絡協議会からの小中学生総合保障制度への加入促進のチラシ配布や、各種交通安全教室などの交通安全啓発時に加入を呼びかけております。また、自転車保険には自動車保険の特約や付帯保険といった種類があるため、ご自身の保険内容の確認についても併せて啓発を行っております。

続きまして、ご質問の2点目でございます。条例制定についてお答えをいたします。

愛知県において、自転車の安全利用に関する条例を制定している市町村は10市町村であります。このうち5市町村は、自転車保険の加入が義務化されております。また、交通安全条例への自転車の安全な利用の促進に関する内容を盛り込んだ条例へ改正した市町村は12市町村であります。愛知県内でも広がりつつあると認識をしております。

町としましては、愛知県が自転車の安全な利用促進に関する条例を制定する予定であると聞いておりますので、その動向を注視し、また、条例を制定、一部改正した市町村の状況等を踏まえ、検討していく考えであります。

以上です。

○1番 山岸美登利君

自転車保険の加入状況、促進、また条例についてご答弁をいただきました。

様々な自転車保険がございますが、重要と考えます。住民へのそのような情報発信、PR

等もよろしくお願ひしたいと思ひます。

国は国土交通省内に、自転車事故による損害賠償の在り方を協議する有識者検討会を発足させ、現在、保険の補償内容や、自動車損害賠償保険と同様の全国一律で自転車利用者に保険加入を義務付けるかどうかの検討を行っていますが、当面は全国の自治体による条例制定を後押ししていく方向とお聞きしております。

まずは、事故をなくすという取り組みが第一だと、そのように捉えております。しかしながら、今でも、現在でも、在宅時の気分転換や運動、買い物の足として活躍し、今はやりのウーバーイーツなどの宅配サービスの利用者も増えつつ、同時に違反行為、また子どもや高齢者が巻き込まれる事故が後を絶ちません。例えば、電車で人との接触を避ける目的など、これまで利用を考へていなかった層にも広がっており、ブレーキやハンドル、ライトの故障や不備などメンテナンスを怠ったための整備不良が確認された自転車事故は、過去5年間で879件、そのうち19%が死亡もしくは重傷事故です。

メンテナンス整備を行っていた場合、自転車の死亡重傷事故率は9.9%と、ほぼ半減になることが分かりました。整備不良の車体は事故が重大化するデータもあり、危険運転にもなりかねません。常にメンテナンス点検を十分に行い、万全な状態でご利用いただきますよう、これにつきましても、住民への広報啓発、周知徹底をお願ひしたいと思ひます。

次に、高齢者による自動車安全運転対策について、昨年6月の代表質問で、高齢者の自動車運転事故防止対策について質問しましたが、改めて実態等をお伺ひしたいと思ひます。

一昨年4月に池袋で、5月には大津市で発生した交通事故は、関係者のみならず、多くの人に強い衝撃と深い悲しみを与えました。池袋で突然最愛の妻子を失った男性は、会見で悲しみをこらえつつ、交通事故による犠牲者がいなくなる未来にと言われました。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあります。75歳以上の高齢ドライバーによる事故の割合が高まっており、安全不確認、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる単純ミス事故が目立ち、いまだ後を絶ちません。それによって多くの貴い命が失われています。

警察庁は、昨年末時点で全国に563万人いた75歳以上の運転免許保有者が2022年、来年には100万人増えて663万人になると推計され、増加する高齢ドライバーの事故防止対策は喫緊の課題です。特に愛知県は、自動車保有台数が全国で最も多く、道路が広い上、速度を出しやすいことなどから、県内の交通事故死者数は2018年までの16年連続最多、全国ワーストとなっており、重大事故が起こりやすいとされています。

昨年の愛知県内の交通事故死者数は154人と前年度より2人少なく、都道府県別で最多だった東京都を下回り、一昨年、昨年と2年続けて、辛うじてワーストを回避しています。そのような中、高齢者の免許返納を促す一方で、生活上、車がどうしても必要な方が相当数いることも事実です。その方々が事故を起こさないような施策の推進、安全に運転できる人を増やすことが重要と考えます。

その事故防止の有効な手段の一つが、自動ブレーキやペダルの踏み間違い時の急加速を防ぐ機能を搭載した安全運転サポート車、先進安全自動車、サポカーです。この自動ブレーキの搭載により、人身事故が6割減ったとの民間調査の結果も出ています。

昨年から愛知県内の全ての市町村で、そのアクセルとブレーキの踏み間違いなどを防止する装置の購入費用を補助する支援事業を開始しました。本年度も、この購入費用への補助事業を継続して行うと伺っております。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目、昨年12月末時点の本町の執行状況を近隣市町村の状況を含めてお示しをください。あわせて、これまでの事故実態と継続する安全装置購入費補助支援事業への普及啓発、今後の取り組みについて伺いをいたします。

2点目、昨年までに免許を返納された人数と、免許を返納した場合の制度、特典等ありましたら、詳しくお示しください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、ご質問の1点目でございます後づけの安全運転支援装置補助金についてお答えをいたします。

まず初めに、蟹江町におけるアクセル及びブレーキの踏み間違いによる事故の発生件数は、令和2年は1件、令和元年には5件発生しております。

補助事業につきましては、令和2年度に国のサポカー補助金及び愛知県との協調事業として実施をしまして、予算額は110台で320万円、執行状況は、令和2年12月末時点で52台、執行率47.3%、補助金額は123万5,000円、執行率39%でございました。近隣自治体につきましては、弥富市が約49.8%、飛島村は約2.5%でございます。

令和3年度につきましては、今後の予算計上を検討しております。

また、普及啓発については、町内の取扱事業者への説明や広報、町のホームページ、チラシの回覧のほかに、各種交通安全教室など、高齢者が集まる場所での啓発を実施していく考えでございます。

以上です。

ご質問の2点目、免許証の自主返納についてお答えをいたします。

蟹江町単独でのデータはございませんが、愛知県警の資料によりますと、蟹江警察署管内、蟹江町、弥富市、飛島村、この3つの市町村の免許証の自主返納者数は、平成30年1月から12月において368人、平成31年1月から12月において487人、令和2年1月から12月において640人、直近3年間で合計1,495人の方が免許を返納されております。

また、返納時の特典につきましては、蟹江警察署による高齢者安全運転サポーター制度があり、運転免許経歴証の提示により特典を受けられる企業（店舗）等が蟹江町内に3企業（店舗）あります。また、蟹江町商工会が取りまとめる企業（店舗）等が9つあります。

以上です。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。免許の自主返納特典として、商品券の贈呈や様々な割引制度、スーパーなどでの買い物の配送サービス割引、タクシーの運賃割引、高齢者の方が老後生活に必要な眼鏡・補聴器割引などの例があります。本町においても、独自のサポート制度をご検討いただきたいと思います。

人は誰でも年齢を重ねると、身体的に不自由なところが出てきたり、認知機能にトラブルを抱えてしまうことがあります。そうしたことが自転車、自動車の運転に影響すると事故の原因となり、自分が傷つくだけでなく、他人も巻き込んで、大変なトラブルとなってしまうかもしれません。そうなってから気づくのでは遅いのではないかと思います。

私自身もヒヤリハットの経験が何度かございますが、今後も警察など関係機関との連携に加え、交通事故防止安全対策のさらなる強化を図るとともに、子どもから大人、高齢者の皆様が安心して充実した日常生活を送ることができるよう、各種様々な対策をご検討いただきますようお願いを申し上げ、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で山岸美登利さんの質問を終わります。

ここで、安心安全課長の退席と、民生部次長、環境課長、健康推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前11時13分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時16分)

○議長 安藤洋一君

質問3番 伊藤俊一君の「コロナ禍の感染対策と環境問題を問う！」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番、伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「コロナ禍の感染対策と環境問題を問う！」と題しまして質問をさせていただきます。

コロナ禍において、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、入院をしてお見えになります方々、また、各所において療養を行われている方々にお見舞いを申し上げますとともに、早いご回復をお祈りをいたします。また、医療に従事されている

方々のご苦勞に対し、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、コロナ禍におきまして、我が蟹江町の12月議会におきまして、私が一般質問をいたしました。新型コロナウイルス感染症に対する海部・津島地区の人口割合に対する感染の割合をお示しいたしました。

3月議会においてのデータと比較をいたしますと、あま市を抜いて、蟹江町はワーストワゴンになっております。議員の皆様方に資料が配付されていると思っておりますけれども、お目通しをいただきまして、私の質問をお聞きいただけるとありがたいと思います。

蟹江町として、議会と行政と力を合わせてコロナ対策をしましてまいりました。結果はワーストワゴンであります。非常に残念でなりません。どのような努力が欠けていたのか、何をすればよかったのか、考えなければなりません。ワクチン接種日まで努力をしながら、ワクチン接種を受けるまでの流れを町民に広くお知らせをすることが大切であると考えております。

また、感染症というのは、環境問題が最も大切であると考えます。

たまたま、ある代議士の秘書から、蟹江町所有の土地で一般廃棄物積み替え保管場があるが、食品会社から苦情があり、私に相談がございました。現地を見に行つてまいりましたが、南北に広い面積であり、高いところから見ますと、非常にひどい状態でありました。このようなことでは、蟹江町としても放っておけないな、ほかの病気に感染しないような対策を考えなくては、そう思い、質問をいたすことにいたしました。

まず、1つ目の新型コロナウイルス感染症対策についてのお尋ねをいたします。

①といたしまして、12月議会、12月14日の私の質問で、蟹江町が62名、飛島村8名、弥富市60名、愛西市70名、大治町46名、あま市159名、津島市が56名で、人口割合で計算いたしますと、2番目に感染率が高い状況でありました。

今回、現在の感染状況は、お手元に配付をいたしておりましたとおりであります。今日現在の感染状況をお尋ねをいたします。

○民生部次長 佐藤正浩君

議員のご指示、ご指導によりまして作成いたしました補足資料といたしまして、昨年12月14日時点での各市町の感染状況、そして2月27日時点での感染状況、そして昨夜、県から発表がありました最新の各市町の感染状況の表をお手元に、今お配りさせていただいたところでありますが、それをご覧いただきますと、先ほど議員からご指摘いただきましたとおり、蟹江町のほう、累積感染者はともかく、感染率ですね、こちらにおきましては、非常に厳しい状況が続いておりますが、2月22日以降、最後の感染者が出ました以降、蟹江町内におきましては、新規の感染者は出ていない状況であります。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

とにかく、ワーストがずっと続いているという事実はどうしようもないわけでありまして、

これを何とか、やっぱり脱却をする、この努力は、行政だけではなくて、我々議員も当然努力をし、啓発をしていかなければなりません。

そんな中で、感染者が減少しない現状の状況を踏まえ、どのような対策をその後考えておいでになるのか、お尋ねをいたします。

○民生部次長 佐藤正浩君

ご指摘のとおり、私ども蟹江町では、昨年2月に感染症対策本部を設置いたしまして、緊急事態宣言の発令や町内初の感染者が発生したときなど、状況に変化が生じるたびに感染症拡大防止の重大局面と捉えまして、国や県の指針に沿って、小中学校の休校要請ですとか公共施設の一時閉鎖や規模の縮小を実施しまして、また町長からのメッセージ等を通じまして、不要不急の外出の自粛、密閉・密集・密接、3密の条件を満たすところへの外出を避けていただく、手洗い、うがい、咳エチケットの励行などの協力をお願いするなどしまして、感染を防ぐ手だてとしてまいりました。

議員のご指示、ご指導によりまして、本日こういった補足資料といたしまして、海部・津島管内の各自治体の総人口に対する累計感染者の割合の推移を表します分かりやすい表を作成させていただいてところですが、この表の数値が示しますとおり、2月22日以降、私どもの町では感染者患者が出ていない状況とは申しましても、いまだ厳しい状況が続いております、今後も始まる重症化予防のためのワクチン接種に向けて準備するとともに、感染予防のための情報を今後もホームページなどで適時出してまいりたいと思います。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

いろいろ努力をしていただいておりますということはよく分かっておりますが、何せ感染者が減ってこない。この手当ては、やはりいろいろと努力を惜しまず頑張っていただきたい、そんなふうにするわけでございます。

3点目ですけれども、12月議会でいろいろ質問させていただきました。教育委員会のほうに質問いたしましたことは、トイレディスペンサー、これを各学校の洋式トイレ、これに設置をしたいと、質問の中でそういう答弁がございましたけれども、設置をされて以後、どのような効果があったのか。また、評価はどのようなものなのか、お尋ねをいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご質問のありましたトイレディスペンサーの設置における効果と評価についてお答えさせていただきます。

トイレディスペンサーにつきましては、2月22日までに全小中学校に配付され、取り付けが完了いたしました。数量としましては、合計165個を洋式トイレブースに設置しました。

基本的には、担任の先生から各学年に応じた説明がされ、低学年においては実際に使い方の指導なども行われました。既に多くの児童・生徒が買い物先などで使用した経験があるた

め、抵抗なく受け入れられている状況です。

全体を通しまして、トイレ使用時の衛生面と、新型コロナ感染症に対して児童・生徒の意識がより強くなり、手洗い、手指消毒、マスク着用などに対しましても、さらに注意をするようになったと聞いております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

早速手当てをしていただきまして、結果よしになればよろしいんですけども、やっぱりその辺、相手が子どもですので、いろいろとご指導を考えながらやっていただきたいと、そんなふうに思います。

4点目であります。

役場の職員についての感染者は、12月議会での質問に対しまして、全くありませんということでありましたけれども、本日時点での感染者はどのようになっておるのか、お尋ねをいたします。

○民生部次長 佐藤正浩君

その後、残念ながら、役場職員の中で感染者が出まして、本日時点での町職員の感染は、1月が2例、2月1例の計3例発生しております。いずれも軽症で、本人の自席、自分の席の周辺を消毒しまして、他に濃厚接触者はいないことを保健所に確認いたしまして、業務を再開しております。当該職員は幸い、いずれも回復して職場に復帰しております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。そのように、回復されて現場復帰されているということですので、安心をいたすわけでございますけれども、以後、やはり職員が感染したということは、蟹江町全体のイメージ、そういったことにも関わりますので、十分お気をつけていただきたい。

5点目でございます。

ワクチン接種の実施が迫ってきておりますが、住民が接種を受けるまでの流れ、どうなるのか。この点、皆さん心配をしてみえますけれども、分かりやすくご説明をお願いいたします。

○民生部次長 佐藤正浩君

ワクチン接種につきましては、まずワクチンの供給状況等を勘案いたしまして、国が示すスケジュールに沿って実施いたします。

接種は、感染後の重症化リスクの大きさ等を踏まえて、優先順位が決まっております、まずは高齢者、65歳以上の高齢者の方を一番の接種対象としております。

私ども蟹江町におきましては、保健センターを集団接種会場といたしまして、65歳以上の

方々に4月以降、接種券、クーポン券をご自宅に発送いたしまして、5月以降に接種を開始する予定であります。

まず、接種券をご自宅に発送いたします。それが着きましたら、その後、予約の方法についてのご案内をお届けしますので、それが着きましたら、またご予約をしていただきますと、後日接種の日時、何月何日の何時というご案内をまたお出しいたします。そして、ご予約の日時に保健センターへお越しいただきまして、接種を受けていただきまして、会場で接種券を私ども回収させていただいて、接種した証しであります接種済証をお渡しいたしまして、その際、体調に異変が起きないか、経過を観察するために、最低15分ほどその場の椅子に座って待機していただきまして、アナフィラキシー症状の心配もございますので、こういった一連の措置を取らせていただきまして、体調に変化がないと、何事もなければ、そのままご帰宅していただきます。これが一連の流れであります。

接種当日は、接種券のほかに運転免許証や健康保険証等のご本人の確認ができるもの、予診票、またアレルギーや持病がある方には、念のため確認のために、お薬手帳もお持ちいただきたいと存じます。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

そういった必要なものは、住民皆さんがよく分かるようにお手配をお願いしたい、こんなふうに思います。

続きまして、6つ目です。

今回、今もお話ありました、集団接種という会場が保健センターに決まったという中で、東側の農地をお借りして、駐車場として約100台ぐらい入るスペースという計画を立てておいでのようですが、これ、借りるのではなくて、せつかくそういういい場所を借りる話になったと。いろんな努力があったと思いますけれども、これを町で買われて、今、北中にしても蟹中にしても、サッカー場が全くなくて非常に困っていると。これ、いいチャンスではないか。もう少し地主さんに交渉して、こういう機会に取得をする、これは無駄遣いではないと思うんですね。何かその辺の努力をしていただけると非常にありがたいな、そんなふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○民生部次長 佐藤正浩君

まず、私のお答えできる範囲で申し訳ありませんが、おかげさまで地権者の皆様には、今回の大きな事業にご理解とご協力をいただきまして、接種を受ける方々のための駐車場としまして、ありがたくお借りすることができました。本当にありがとうございます。

今週から造成工事、埋め立て工事も始まりまして、着々と完成に向けておるところでございますが、地主様のご希望といたされまして、翌年の春、来シーズンにはまた耕作をしたいというご希望をいただいておりますので、今回の駐車場への転用は一時的なものでござい

して、今年の暮れには原状復旧してお返するという予定で現在おります。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

それは以前にお聞きして分かっているわけでありましてけれども、あえて、せっかくの機会でもありますので、そういう交渉ができたらいいのではないかな、そんなふうに思って、今、再質問というような形でしておるわけでありまして。この辺どうですか、教育の、いわゆる小中学校のそういう運動する場所、これの確保ということでありまして、教育長のほうで何かありますか。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。

教育委員会の立場ということでお答えをしたいと思いますが、議員が言われますように、部活動用のグラウンドということで、今お話があったわけでありまして、学校にとってはありがたい話じゃないかなということは思っております。

サッカーと今言われましたですが、北中学校もサッカーがないということで、サッカー部ということをやっと今思い返してみますと、数年前に保護者のほうから、北中にサッカー部新設ということの話がありました。学校はいろんな立場から検討されまして、そのときに、グラウンドのこととか、顧問の先生のことの問題ということがあったんですけども、最終的には、これは生徒数の問題で、それを校長先生はいろいろ考えられたんですけども、サッカー部を新設となると、どこかの部活を廃止せざるを得ないと、そんなような状況になったということをお聞きして、現在に至っておるといっております。

そういう状況がありますけれども、今のお話の中で、再度学校にも、そのような話をもう一度検討したらどうかということも言えるかなと思っておりますけれども、一つ気になることは、部活動、部活動ということで、そのとおりなんですけれども、特にサッカー部とは限らないんですが、来年の4月、新年度ですね、4月から、この海部・津島地域の中学校の部活動が、まず早朝練習はなしと。そして、部活動の時間も制限すると、そんなような動きがあるということをやっと耳にしました。そんな観点から、グラウンドのこともありますけれども、サッカー部の新設ということも併せて、ちょっと時間をいただいて検討していけたらということをお思っております。

以上であります。

○7番 伊藤俊一君

以前から、今教育長おっしゃったようなことで、やるでもない、やらんでもないというようなことで、PTAのほうも、これは言いたいけれども言えんと、場所がないんだもの、場所がないので、どう工夫したらいいんだと言われると、PTAとしては何も物が言えんというのが現状だったと思う。やっぱり今いいタイミングで、そういういい環境のところ

だけの広い土地が確保できるということの中で、それはそのときの緊急事態でお貸しするだけだと、どうしようもないということであれば、これは致し方ありませんけれども、たまたま須成祭の問題のときに、今祭人（さいと）ができておりますね。あそこの土地が、実際は売りに出ておったんですよ。

私が一般質問で、それを買ったらどうだという話をしたら、地主さんの理解で、いや寄付させてもらうということに発展して行って、蟹江町にとっては本当にありがたい状況ができて、今立派な建物が建っているということをふと思いましたので、これはこういうチャンスは、何とかいい形に、皆さんの考え次第でなるのではないかな、そんなことを思って質問をさせていただきましたので、ひとつ交渉だけでもしていただきたいなと、そんなふうに思います。

8点目の高齢者の方は、先ほども山岸議員のほうからも出ておりましたけれども、運転免許証、これを返納して、接種会場である保健センター、こちらへ来ることが大変難しい、そういう方が多いと思いますけれども、バスの輸送、タクシー券の発行、こういったことはどのようにお考えになっているのか、お尋ねをいたします。

○民生部次長 佐藤正浩君

おっしゃるとおり、蟹江町、南北に土地が長くございまして、しかも保健センターは北の端のほうにありますので、なかなか位置的にも、お車等でお越しいただくことは難しい、高齢者の方にとっては、それ以外の手段で来ていただくことがなかなか大変かと存じます。

そこで、今回私どもは、無料バスによりますピストン輸送とかタクシーチケットの発行を考えております。バスの停留所につきましては、ご利用しやすい停留所を現在選定中であります。また、タクシーチケットは、金額の設定や枚数など、助成内容をこれから最終的に詰めてまいりますので、よろしく願います。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

その辺のことも、きめ細かにお願いをしたいと思います。

9点目であります。

ワクチンを接種されれば、マスクをしなくても感染防止対策は取らずに済むのではないかなというようなことを思ってみえる町民の方もるように聞いておりますので、その辺も、そういったことのないように、まだまだワーストだよと、蟹江町は。皆さんの協力がないと、このまま、ワーストの不名誉のまま済んでしまう、そんなことではいけませんので、協力をしていただけるような啓発活動をしていただきたい、そんなふうに思いますが、いかがですか。

○民生部次長 佐藤正浩君

ご指摘のとおり、私ども蟹江町、感染率、まだ厳しい状況が続いておりますので、これに

つきましても、専門家等の見解も出ておるんですけれども、ワクチンの効果といたしまして、発症予防、重症化予防は想定されておりますが、感染予防は期待されておられませんので、ワクチンの接種後もマスクの着用、密を避けるためのソーシャルディスタンスの確保といった感染予防対策は引き続き必要と思われまますので、こうしたこともホームページ等で啓発してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

よろしくお願ひをいたします。

10点目です。

接種直後、よくテレビでもやっていますけれども、副反応、この対応についてはどのようにお考えになっておるのでしょうか、お尋ねいたします。

○民生部次長 佐藤正浩君

おっしゃるとおり、予防接種に関しまして、一番心配なのは副反応でございます。

私どもでは、予防接種後の副反応で心配なアナフィラキシーショック、こういったものに備えまして、接種会場におきまして、接種を受けていただけた後、最低15分間は、体調の変化がないか、会場におとどまりいただきまして、待機していただきまして、保健師や看護師が様子を見させていただきます。

万が一、アナフィラキシー症状などが起こった場合、現場の医師が即座に対応するとともに、消防署に通報しまして、救急搬送等の手続きを取ることになると想定しております。接種会場には、酸素投与器具やAED、薬品など救急蘇生セットも配備いたしまして、万全の体制を取りまして、安全な接種を受けていただけるよう心掛けますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

このくらいテレビ、報道関係で、いろいろ接種後の問題やっていますので、皆さんある程度はお分かりになっていると思うけれども、安心安全で受けられるように、どうぞひとつ分かりやすくお願ひがしたい。

大きい2つ目の質問であります、コロナ禍における環境問題についてお尋ねをいたします。

冒頭申し上げました、蟹江町の北の端にある、あま市と津島市に隣接する形で蟹江町の町有地がありますが、あれは本来どのようなものになるのか、どのようにしていかれるのか、お尋ねをいたします。

○環境課長 石原己樹君

質問のありました町有地についてお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、蟹江の北側にあります、あま市と津島市に隣接する形で、南北

に長い形で町有地がございます。所在地としましては、蟹江町大字須成字佐屋となります。こちらのほう、本来は蟹江町一般廃棄物最終処分場として使用しておりました。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

最終処分場ということで、話によりますと、だいぶん周りから苦情があつて、その後、最終処分場を廃止して今現在に至ると、そんなようなことになってくるんだらうと、答弁もそうなるんだらうと思えますけれども。私、あの状態を近くで見ますと、それは文句を言ってこんのがおかしい。しかも、津島市とあま市、これ絡んでおるんだよね。蟹江町だけ出べそになって、その土地がある。これは、ちょっと蟹江町としても真剣に考えていかないと。あま市の議会だとか津島市の議会の人が見て、騒ぎを立てたらとんでもない。これは本当に真剣に対策を考えて、私もその代議士の秘書には、それなりに対応するという事を申し上げておきました。

そのある食品会社も、できるだけ早くやってちょと。本当にこれから暖かくなると、余計に困るという状況でありますので、ぜひそういったことについて、どのように対策、対応されるのかお尋ねをいたします。

○環境課長 石原己樹君

ご質問のありました件でございますが、現在は最終処分場としては、使用期間は終了して、使用しておりません。

こちらのほう、実は昭和49年4月から使用開始しておりました。それで、平成10年6月に愛知県へ廃止届を提出しております。現在は、蟹江町の一般廃棄物の積み替え場として使用しております。こちらのほう、通常、粗大ごみなんかを毎日回収しておりますので、いったんそちらのほうへ運びまして、そちらで燃えるごみ、燃えないごみ分別して、搬出するという事を行っているのが現状でございます。

現在の管理状況でございます。

実は、定期的に草刈り、除草は行っているところでございます。苦情につきましては、直近ですと、平成25年に苦情がございまして、そのときは、いわゆるカメムシが大量に発生したということで、急きょ、除草作業等を行ったという経緯がございます。

町としての対策ということでございますが、現状、目隠しフェンスはございます。ただ、屋根等の覆いがない状態でございますので、通常地面からは、そう見えることはないんですが、やはり高い建物から見ますと、内情が見えてしまうようなところもございます。

現在、定期的に除草作業を行っているところでございますが、こちらのほうは回数を増やすことも検討しておきたいと同時に、現在積み替え場として使用しているのは、南北の長い状態の南側の一部という形になっております。こちらのほう、全体で面積は6,400平米ほどございますが、大体その5分の1ぐらいを使用している状況になっております。使用してい

ない北側のところを防草シートなどが敷けるような形になれば、だいぶん状況も変わってくるのかなと思いますので、そういったのもちよっと検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

処分場をやめて月日がたっておりますけれども、その間にはそれほどの苦情はなかったと。民家もある、お医者さんもクリニックもあると。食品会社でも、割かし大きい会社だからね、あれ。やっぱり、いろいろと食品会社の取引先から苦情が出る。その会社はある程度、今まで我慢して来ておるものだから、まあまあということであったようでもありますけれども、取引先がこういう環境下で、私ども仕入れさせてもらう食品を作っておってもらうということに、ちょっと疑問符がついてきた。そういうようなことで、やっぱり心配になって、社長自らお出ましになって、いろいろとお話をされるようになった。

私もあの現場へ行って、社長室から、また屋上から下を見ると、現場を、丸見えだわ。囲いが少々してあっても、上から見ると丸見え。積み替え保管場という中で、どのくらいの期間そのまま置いておいて、積み替えをするか。選別をしてということだろうと思うんだけど、それが結構長く置いてあるということを指摘をされておった。

そういったことも、やっぱり回転よく、景色が変わるということについては、相手にとっては割かし納得のいくことだろうと思うんだけど、この辺真剣に、努力をしますじゃなくて、やっぱり早急に何らかの形を取っていただかないと難しい。陳情を受けた代議士のほうも、やっぱり蟹江町だけの肩を持っておるわけにいかんということになってきますと、なかなか難しい。その辺はよくよく理解をしてみえると思いますので、早い対応をお願いしたい、そのように思います。

恐らく、クリニックからも以前はクレームが出ていたようでもありますけれども、その辺も、臭いが消えてきたということで、収まりかけておるようでもありますので、ひとつ中身があまり見えないような対策を早く取っていただきたいな、そんなふうに思います。

そして、5番目の答弁よろしいので、6番目、現場を確認すると、本当に、先ほどからも言っているようによく分かる、上から見るとよく分かる。不愉快な思いになる。これ当然だと思うので、この辺も含めて早急に対応をしていただきたい。

そして、6,000平米を超える面積があると。確かに広いよね。道路からはそんなに幅があるわけじゃないけれども、奥へ広い。それに沿って、食品会社もまたあるということでもありますので、いつまでこれ、積み替え場として使っていく予定があるのか。どうされるのか、それもお尋ねをいたします。

○環境課長 石原己樹君

ご質問がございましたことについてお答えさせていただきます。

こちらの積み替え場、言われたように、6,000平米を超える、非常に南北に長い形で存在

しております。さきに言いましたけれども、いわゆる南側、使用しているのは南側の一部になっております。現状としましては、粗大ごみなんかを一時的に保管する箇所がどうしても必要になってくることになっておりますので、今後も町としては、積み替え場が必要なことから、使用を続けていくことは必要だと考えておりますので、このまま使用は続けたいと思っております。

ただ、未利用の部分を含めて、処分場の今後の跡地再利用などは、ちょっと利用方法を含めて、町として改めて、いろいろ検討課題ではないかなというのはちょっと考えておりますので、その辺ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

私が理解するわけに、これはいきませんし、それなりの努力はしてみえると思いますが、やっぱりこういった立場の方々の要望が出てきて、それなりの答えは出してあげんとまずいんではないかなと、そんなことを思いますし、これ担当課で答弁ができるようなことでもないかも分からんね。どうですか、副町長か町長か、どなたかが、町長でいいですか。どっちでもいいよ。

○町長 横江淳一君

どうも、伊藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。この佐屋の問題は、伊藤議員も多分一緒に議運をやらせていただいたときに、かつて平成7年、8年、10年の間に環境問題がクローズアップして、世古口建設だとかいろんな問題で、蟹江町は訴えられたことがありましたよね。それと同時期に発生した問題だというふうに、私は理解をさせていただきます。

その当時の町サイドに、私は議員という立場でいろいろお願いをし、佐屋地区の今後の利用方法はどうなんだということで、蟹江町は今まで粗大ごみも含めて、可燃ごみも含めて、ダイオキシンの問題がありましたので、燃焼はやめて、埋め立ての方式を使っておりました。これは蟹江町ばかりではなくて、近隣の市町村全てそうだったというふうに思っております。

それはそれとして、過去の経緯は経緯でいいんですけれども、この件に近隣の市町村長さんからのお願いもありましたし、直接隣接する地主さんからも、擁壁がゆがんできておる、危ない、臭いもするというご指摘もいただいておりますし、もちろん今ご指摘をいただいております食料会社の社長さんのほうからも、間接的にはご指摘をいただき、我々としても鋭意努力をさせていただくということで、今ここまで来ているのも事実であります。

今、それぞれの担当課長並びに担当者から答弁をさせていただきましたが、これはしっかりと考えを見据えて、実は概算的に幾らかかるんだらうということを経年前に、中にいっぱい粗大ごみが詰まっておりますので、試算をいたしましたら、あの当方で3億5,000万から4億円近い、概算でそれぐらいのお金がかかるということです。そうすると、もうしばらくかかるんじゃないかなと。

今は、皆様方からのご要望の粗大ごみをいったんあそこへ置きます。タイヤだとか不法投

棄がものすごく多いものですから、そういうのを置く場所として、今非常に重宝しているわけではありますが、今伊藤議員ご指摘いただいたとおり、皆様方のご迷惑をこれ以上続けるわけにいかんものですから、擁壁の修理並びに、目隠しとっては一時的なことになるかも知りませんが、しっかりとそここのところの対策をこれからも進めていきたいというふうに思っております。

抜本的な解決としては、何層にもなっているところを掘り返すと、先ほどのような問題が一つあります。それと、環境事務組合のものとして処理ができるかということも、これからやっていかなきゃいけない。たくさんの課題を抱えておりますので、まずはやれるところからしっかりとやっていきたいと思っておりますので、まず一步検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 安藤洋一君

答弁が昼の休憩にかかりますが、会議を延長いたしますので、ご了承をお願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

これで終わりますから。

町長の答弁で納得したわけではありませんけれども、やっぱりあま市だとか津島市のほうから、首長からいろいろ言われる前に、それなりの対応だけをしたほうがいいよということをおし上げたい。それだけね。せつかく蟹江町は、先進的な蟹江町として、どこの市町村の議員さんも、蟹江さんは違うね、ほとんどの議員がそう言いますよ。そういった中で、やっぱり汚点はなるべく避けたい。

そして、このコロナの問題も、ワーストから早く脱却したいということが私が強く思うことでもありますので、ぜひ、時間ちょっと何秒かオーバーしましたけれども、そんなことにおきまして、この蟹江町が、いよいよ町長選挙に入っていきますが、できることなら、すばらしいまちづくりを掲げて頑張っておいでの方に皆さん方のご協力をお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。お願いいたします。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

ここで、環境課長の退席を許可いたします。

暫時休憩します。再開は午後1時からであります。

(午後0時01分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 安藤洋一君

一般質問の続きを始める前に、皆さんにお願ひを申し上げます。本日3月11日は、開会初

日の議会運営委員長から報告がありましたように、東日本大震災から10年となります。震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表し、黙とうをささげたいと思います。午後2時46分に黙とうのための庁舎内放送が流れることとなっておりますので、予定時間の少し前に議事を中断させていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

質問4番 中村英子さんの「ワクチン接種スケジュールについて」を許可いたします。

中村英子さん、質問席へお着きください。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

今町民にとって一番関心が高いであろうワクチンの接種ということについてご質問をさせていただきます。

午前中にちょっと伊藤議員のほうからも、部分的に重複する部分の質問もあったかと思いますが、またそのことを踏まえながら、質問をさせていただきたいと思います。

通告書に、まず1番から7番という形で出させていただいておりますが、先ほどもお話ありましたように、町民の皆さんに知っていただくというスタンスで質問しますので、何かをただすという意味ではなくて、関心のあることを知っていただくということですので、こんなふうにワクチン接種をするんだよということでご説明いただければ、ありがたいというふうに思います。

質問の1番目のちょっと前に、申し訳ないんですが、まず、ワクチンの接種はどこで行いますかということが、一番皆さん関心ありますので、さっきも答弁あったんですけども、まず接種はどこで行うのかということをお願いしたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、よろしくお願いをいたします。接種会場の選定についてでございます。

当町におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種が迅速かつ安全に行われるように、医師会の皆様と協議を重ねてまいりました。医師会の先生方のご意見といたしまして、この海部医療圏において、数人規模のアナフィラキシーショック等々の重篤な症状が発生することが想定されております。その緊急時の対応を、先生方は一番懸念されておみえでございました。したがって、接種会場につきましては、非常時には救護施設にもなり、応急対応が可能な保健センターがふさわしいのではないかと先生方のご意見をいただきました。

よって当町といたしましては、まずは集団接種という方法を取り、会場は蟹江町保健センターを選定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

私も高齢の部類ですけれども、ちょっと質問をやっぱり高齢者の方から聞かれまして、ど

ここで接種するの、かかりつけ医へ行けばいいのか、どこかの医院に行けばいいのかとか、あるいはまた、地域の集会所や公民館でやってもらえればもっと助かるのにとというようなご意見も伺って、何で身近でできないのかというようなご意見も伺っていますが、今のご答弁によりますと、やっぱりいろんなことがあると思うんですけれども、一番の理由は、やっぱり救急の対応、応急対応とか、効率性ということもあるかもしれませんけれども、そのようなことが理由だと、そういうことを私からも町民に申し上げることがあるかと思えますけれども、そんな理解になるかと思えます。

そこで、次ですが、1番に入りますけれども、まず時期についてなんです。それから、この時期は、供給される量との関係ということがものすごく影響すると思うんですが、当初の計画ですと、3月の下旬に接種券を65歳以上には発行しますよと。しかし、さっきのご答弁では、どうもそれが4月になるんですかね、遅れるんですかね。最初は3月の下旬ですよというような話でした。

それで、接種券を発送するんですが、発送して、それを予約をするんです。皆さんが。電話で予約する人、ネットで予約する人とあると思うんですけれども、予約をします。そして、予約を受け付けたら、その予約する人の日時が決まりますよね、接種日を希望してくると思うんです。その希望日があって、そしてまた接種に移るんですけれども、この調整というのが非常に、私が想像するに難しくないかなと。ということは、接種券を発送して、予定している人たちから予約が来ました。しかし、実際にその日に、仮に供給されませんでしたというようなことが起こり得ると、これ大きな問題なんですよ。それは皆さんの責任ではない、皆さん本当に一生懸命、これに関わってもらっているんですけれども、これは国のほうの事情だと思うんですけれども、その辺、ものすごく心配があるんですけれども、役所同士の内示や通達があるかと思うんですけれども、これは安定的にそういうことができるかどうか、その辺はご心配があるのかどうかについてお伺いします。

○民生部長 寺西 孝君

ご心配いただいております新型コロナウイルス感染症対策の決め手となりますワクチン接種につきましては、現在も国・県と連携しながら準備を進めておるところでございます。

しかしながら、当初の計画から随分ずれ込んでおまして、接種の開始時期といたしましては、最短で恐らく4月下旬から、ゴールデンウィーク明けから始まっていく、そんな想定で現在進んでおります。しかも、当初は限られた人数での接種になるのではないかと、そのように見込んでおるところでございます。

私どもといたしましては、町民の皆様可能な限り円滑に接種をしていただくために、今議員からありましたように、予約を受ける、コールセンターで予約を取ったりする、そんな仕掛けはやろうと思っておりますけれども、その前段階で、高齢者の皆様方にお送りする接種券、クーポン券につきましても、当初3月でお送りする予定としておりましたが、接種の

時期が、最初に来るワクチンが4月26日の週以降となりましたので、4月に入りましてから改めて初めの接種券をお送りさせていただくように、今準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

これ、かなり遅れるという見通しになりましたね。

それで、今ご答弁あったんですけれども、まず限られた方々なんです、量がどれぐらいか分からないので、どういうふうにこれ、65歳以上といっても、報道によりますと、第1は90代、100歳から上を先にやれとか、90歳以上をやれだとか、いろいろ年代によってやっていますけれども、これはどのような優先順位にするかということは非常に難しい。それは、どれだけの量が来るか分かりませんので、余計難しいというのか、どういうふうにやるのかなということがちょっとよく分かりませんね。整理できないんじゃないかと思うんですけれども。

それと、もう一つですが、いわゆる接種券を発送します。予約をします、何月何日という予約をします。そうしたら、その予約したことを、またその人にカードか何かで、予約しました、あなたは何日に何と何と何を持ってきてくださいというご通知をこちらからするんですか。そのこともちょっと確認をします。

○民生部長 寺西 孝君

まず、最初、ワクチンの配送についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

現在、国の医療従事者の優先接種が進んでおりまして、まずその部分が相当の数、上振れをしている状況でございます。その部分と高齢者の優先接種が重なってまいりますので、高齢者の接種についても後ろずれ、後ずれしていくというふうに、今想定をされておるところでございます。

具体的な数でございますけれども、当町にまいりますワクチンの数量といたしましては、4月26日の週にわずか1箱来るだけでございます。1箱ですので195バイアル、975回接種ということでございます。この数では到底、どこを賄っていかうという想定ができないところでございます。今、高齢者の数9,700人いらっしゃいます。ここをどこから始めていくかというのは非常に大きな問題で、悩んでおるところでございます。例えば高齢者の方9,700人を前期高齢者、後期高齢者と分けたといたしましても、後期高齢者の方は4,800人いらっしゃる、もっと分けて80歳以上にする、80歳以上でも2,800人いらっしゃる。85歳以上で1,300人いらっしゃる。こんな蟹江町の状況の中で、この数量のワクチンが4月に最終週に1箱届いたとしても、私どもとしては、すぐにの対応はできないのかなというのが、今悩んでいるところでございます。

どこの部分から始めていくというのは、非常にワクチンの数量によって悩みどころではご

ございますけれども、一つの方法といたしましては、高齢者施設に入っていられる方が、おおよそ町内の方で250人程度いらっしゃる。そういったところがあれば、そういったところから始めさせていただく方法もありなのかなというところを、今考えておるところでございます。

まず、私どもといたしましては、県が今ワクチンの分配をやっておりますけれども、頂けるワクチンの数量に根拠を示していただきたいという思いが非常に強くて、今申し上げさせていただいたように、後期高齢者の数4,800人だよ、そんな数をお示しさせていただいて、その数量のワクチンを頂けるのが一番助かる、ワクチンの数量に根拠を持たせていただきたいなという思いを持っております。

あと、予約のことについてご質問をいただきました。

私どもといたしましては、まず接種券を同封させていただきます。その中に予約の用紙も入れさせていただきますので、そういったふうで今準備を進めておるところでございます。そこでもって、ご希望のお日にちを私どものコールセンターにお電話いただけましたら、そこでお受けいたしまして、空いているところをご案内する形で、それはシステム化してやっていこうというふうに考えております。

○9番 中村英子君

もう一回出すんですか、通知を出すんですか。

○民生部長 寺西 孝君

はい、接種券を送るタイミングで送らせていただきたいというふうに思っております。

○9番 中村英子君

それを持ってくると。

○民生部長 寺西 孝君

はい、それで予約を取っていただくということですね。予約票を入れさせていただきますので、それでもって電話予約なりウェブ予約なりをしていただくような流れを今考えておるところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

ごめんなさいね、ちょっとよく分からないんですけども、まず一つの問題は、4月26日からということで、その前に接種券を出すんですが、今言ったように1箱975、何だろうね、これも1箱しか来ないよという、この1箱分が打てる人たちに対して接種券を出すという話だよ。そうじゃないと混乱してきますので、出すということかなというふうに思うんです。

もう一つ、私が聞きたいのは、じゃ接種券を、これちょっと大事なことなんですけど、細かいことなんですけど、高齢者の方というのはよく分からないのでお聞きするんですけども、

予約をしますね。もし私が接種券来たら、何月何日と予約をしますね。そして、予約を受け付けました。そして、あなたの予約は、もちろん電話でオーケーとか出ていると思うんですけども、それをまたカードか何かで、その人に通知を出すんですかということをお伺いしているの。ということは、電話で予約したことは、高齢の方々、忘れることがむちゃくちゃある。だもので、それをまた出して、それに基づいて確認して、持ち物、持参すべきものをそこに書いて、この日に来てくださいというふうに駄目押ししないと、これは徹底できないんじゃないかなという考えに基づいて、今それを確認しておく。それがもし分かれば、周りに人にもそれを言えるので、ちょっとその辺は、しっかり皆さんに分かるようお願いします。

○健康推進課長 小澤有加君

中村議員の接種券の発送と予約について、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、接種券の発送ですけれども、1箱しか来ないバイアル分の発送ではなく、65歳以上の方全ての方に一斉に発送はさせていただきます。その中には予約のご案内はまだ入っていない状況ですので、まずは接種券が届くという流れになります。もう少し細かいお話をさせていただくと、接種券と予診票も一緒に届きます。予診票ですね、受けていただくときの予診票も同封をさせていただきます。その中には、やはり基礎疾患だとか、お医者さんにかかってみえる方が事前にかかりつけのお医者様に、このワクチンを受けていいかというご相談をしておいていただけると、とても助かりますので、そのご案内も入れさせていただいて、まずは接種への準備をお願いしたいと思います。

予約がこの日にち、このスケジュール、何時から何時まで予約を受け付けますというご案内は、接種券をお送りして、その後、2回目のお手紙として、もう一度、65歳以上の方全ての方にのご案内をさせていただきます。その中には、コールセンターのこと、ウェブ予約のこと、予約の方法を書かせていただきます。それを見ていただいて、予約をコールセンターなり、窓口に来ていただく方もいらっしゃるかもしれませんが、ウェブ予約なりでしていただいて、ワクチンの供給量とともに定員を管理して、予約を取っていきます。それが、例えば1カ月後とかということもあるかもしれません。議員のおっしゃるとおり、皆さんに、また当日のお持ち物とか、あと、先ほどのかかりつけの先生にご相談ください、ご相談をしておいてくださいとか、あと、やはり課題になっている、半袖を着てきていただきたいというような服装のことだとか、少し細かいお願い事を一緒に書かせていただいて、3回目のお手紙を送らせていただきます。そのように今計画をしております。

以上です。

○9番 中村英子君

ちょっとこれは大変な作業になりますよね。最初2段階で通知をして、さらに、その後の予約の確認のためにもう一回やってということで、3段階お手紙が、来るほうも迷っちゃう

よね、どれがどれなんだ、ああそうですか。

いずれにしても、ちょっと大変ですけども、その辺のところは、高齢の方々が理解すべく、徹底してちょっとやっていただければ、ありがたいと思いますね。

それで、今のお話ですと、対象者全員に一律、じゃ第1段階のものは対象者全員に出すということですよね、今の話で。それで、2段階で打てる人の対象が決まったときには、最終的にその人に3つ目の通知を出してやってくると。本当に作業が、職員の皆さんの作業が、これ非常に大変なことだなというふうに思いますけれども、国のほうもそんなことで、仕方ないですよ、来る量との関係ありますので。

でも、今のお話聞きますと、そうすると、大体、民生部長の答弁ですと、限られた1箱とかそういうのだから、どれを優先するかという考え方の中には、できれば施設のほうに先にもやったほうがいいんじゃないかというようなお考えも今おっしゃいましたけれども、結局そうしますと、65歳以上に限っていても、一体じゃ、大体これ、何カ月かかるんだという話になってきちゃうんですが、この見通しは持てませんよね、現時点では、国からどれだけ来るか分からないので。

一応の最初の目的では、8月未満というような話でしたけれども、今の話でいくと、これは7月も8月もずっとずれ込むんじゃないかと思えますけれども、ちょっとそれはやれないというような感じで、一応内示的には、何カ月ぐらいまでというのはあるんでしょうか。何月ぐらいまでということはないんですかね。来たらやりなさいなんですかね。

○健康推進課長 小澤有加君

接種の終了の見込みのご質問かと思えます。国のほうで、特に65歳以上の方は、おおよそ2カ月程度で終わらせるというような一応指針を出されております。それに基づきまして、うちのほうも計画をさせていただいておりますけれども、ワクチンの供給量によって計画がずれ込むということは、担当としても心配をしているところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

2カ月と国のほうは言っているけれども、ちょっと分かりませんね。しかしこれは、皆さんにお聞きしても、国との関係もありますし、本当に大変だと思いますけれども、国の供給に従うより仕方ありませんので、そこはそこでやっていただきたいなと思えます。

そこで、今、供給量のことを言いましたけれども、非常に供給量が間に合わないというところから、実はこのワクチンの接種というのは、1回でもいいんだというようなことが報道されています。必ずしも2回しなくていいんだというようなことが報道されています。単純に考えますと、供給量がないのであれば、1回でも多くの人にやったほうがいいんじゃないか、1,000人に2回やるより2,000人に1回やったら、そのほうがいいんじゃないかという考え方もあると思うんですけども、これはあくまでも間隔は1カ月、どれぐらい間隔空けて

やるのかというのがちょっとよく分かりませんが、あくまでも2回接種ということ国のは前提としているんですか。

○民生部次長 佐藤正浩君

1回のみ接種で無症状の感染が抑えられたという研究結果も発表されておりまして、私どもも注視しているところではあるんですが、薬事法による承認内容といたしましては、1回目の接種から3週間を超えた場合に、できる限り速やかに2回目の接種を実施することとされておりまして、現段階では2回接種となりまして、今後、国の動向に注視して対応してまいります。

以上です。

○9番 中村英子君

これも国の指示に従うということですので、前提としては、現時点では2回ということのようですね、それは。

じゃ、次にちょっと質問ですが、もう既に2月か3月ですが、県の事業といたしまして、医療従事者には接種が始まっているというふうに報道がされております。ですから、これは徐々にやられておると思います。報道によりますと、何万人とかもうしたというふうになっていますが、蟹江町内の医療従事者の接種の状況というのはどうなのでしょう。これも一応希望ということになっていきますので、受けない人もいるかもしれませんけれども、町内の医療従事者の接種状況というのはどのようになっていますでしょうか。

○健康推進課長 小澤有加君

ただいまの医療従事者の先行接種の件についてお答えさせていただきます。

今、医療従事者の先行接種については県の事業でして、まずは県のほうの状況といたしましては、今、第3弾までの計画が発表されております。国のほうの見込みの人数が出ておりまして、こちらが日本で約480万人、国全体で見込まれておりまして、5月前半にワクチンの出荷を完了するという国の通知はございます。愛知県内では今、コロナの患者様を受け入れていらっしゃる医療機関の74医療機関、こちらはちょっと公表されていないんですけども、この医療機関の従事者への接種は順調に進んでいると聞いております。

蟹江町内の医療従事者の方、蟹江班の先生方と打ち合わせをさせていただくときに、少し状況をお伺いしたりしておるところですけれども、今は、それぞれの医療機関が県へリストアップを終えております、私が打ちますということで。例えば、1医療機関10人お願いしませうとか、県へリストアップの報告は終わっております。県としては、全ての統計上の数字は出ているとは思いますが、蟹江町の医療機関の従事者の方が何人ということは、県は分かっていると思います。ただ、その方がどこで打つか、いつ打つかということまで、まだ回ってきていない状態で、蟹江町のクリニックの医療従事者の方々は今、予診票を手にして、さあどこへ行くんだらうという状態と今聞いております。

以上です。

○9番 中村英子君

そうですか。そうしますと、まだ未接種ということなんですね。

それで、今未接種でも、さっきのお話で、4月末から町内で接種が始まる時期ぐらいまでには恐らく接種はするのではないかなと、私が勝手に推測しますけれども、そういうことですね。

そうしますと、医療従事者、医師だとか看護師さんですとか、そういう人たちの接種が済んでいるのか、済んでいないのかということだとか、それから、接種をお願いする方々は町内の開業医の方とかクリニックの関係の先生方なものですから、この方々のご都合で、やっぱり接種していかなくちゃいけないと思うんです。

それで、接種時間帯というものも限られてくるのではないかなというふうに考えますが、接種時間帯というのは、大体どのように設定していくんだらうかということです。そしてまた、普通のクリニックの先生も、月曜日から土曜日まで外来診察しておりますので、そうしますと、土日・祝日に若い人たち、これから先は若い人たちも対象になってくる場合がありますが、この若い人たちに対しても、そういう来られるような時間帯に接種することができるのかどうか、その辺についてお伺いします。

○民生部次長 佐藤正浩君

接種につきましては、平日及び土日・祝日を接種日として予定しております。また、接種時間につきましては、曜日にもよりますが、10時から16時まで、午前10時から夕方4時までと、また午後1時から夕方5時までというような時間帯を予定しておりますので、集団接種の場合、まず第一に、高齢者の方々が先に接種を受けていただくことになるんですけれども、その方々が終わった後も、引き続き集団接種を続ける予定でございますので、若い方々、お仕事持ってみえて、お休みの日しか自由が利かないという方々に対しても、土日・祝日、接種できるような体制でお迎えしようと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○9番 中村英子君

土日も努力したいということですが、じゃ、若い人は若い人で努力していただいて、それで、高齢者なんか、土日でもなくても来られる人の接種できる時間帯、平日の時間帯というのは、どのようになるんでしょうか。

○民生部次長 佐藤正浩君

平日におきましては、曜日にもよりますが、午前10時から午後4時、午後1時から夕方午後5時までを想定しております。

以上です。

○9番 中村英子君

そうすると、午前10時から4時までと1時から5時まで、その時間帯の平日にドクターに

来ていただいて、接種することができるということなんですか。何人来られるか、ちょっと分かりませんが。

○民生部長 寺西 孝君

先ほどの次長の答弁に補足をさせていただきます。

一般の医師会の先生方におきましては、今議員おっしゃいますように、通常の診療、診察がございまして、先生方がお休みのときがございまして、それが水曜日、木曜日の午後、そして土曜日の午後は休診時間でございます。こういったときは、午後1時から5時まで平日来ていただくのと、一部日曜日にも医師会の先生方に来ていただくように、今想定をさせていただきます。

さらに、今次長から、午前のご事情もございました。午前10時から16時に関しましては、今の時点でございまして、月・火・金曜日と日曜・祝日の一部につきましては、医療法人に委託などをいたしまして、接種会場に医師を派遣していただいて朝から接種をやっていただく、そんな方法を今模索しております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

分かりました。医師の確保も大変なことだなというふうに思うんですが、それで、今のようない医師の確保の状態、そしてまた接種時間で、本当に2カ月間ぐらいで、何%来るか分かりませんが、予定したことが果たして消化できるんでしょうかね。どうですかね、その辺。

○民生部長 寺西 孝君

先ほど健康推進課長のほうから、1回目の接種、2回目の接種、それぞれを2カ月以内にやれというのが国の指示でございます。私も、これを念頭に、国から算定式が示されておりますので、これを当てはめてまいりますと、蟹江町の高齢者の方9,700人いらっしゃいます。これを9週間で割って、さらに2回接種ですので、2回を掛けるという、この算式に基づきますと、週当たり2,155回の接種をやらなければならない。さらに、1日に直しますと300ですよ、2,100ですので三七、二十一。300回の接種、これをマックスの数字として、それができるかどうかを国から試算されております。

したがって、保健センターのほうでそのキャパがあるかどうかというのは検証はしてございますけれども、その中で、医師会の先生方に出ていただくとき、医療機関に委託して出ていただく日、それを今の時点で、机の上の計算ではございますけれども、マックスで週当たり2,250回ぐらい程度の接種が可能であると。そういったことで、蟹江町の保健センターで接種をやるに当たっても、この最大のマックスの数字はクリアできているというのが机上の計算ではできてございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

はい、分かりました。

それで、次の5番目の質問なんですけれども、今お医者さんたち、医師、看護師などは、これからの接種であるというお話でしたが、接種していただいて、一般の方々に接種していただくということになると思うんですけれども、そこで、前にもちょっと話題にしたことありますが、保健センターの接種会場に関わる蟹江町の職員ですよ、職員あるいはまた関係者、事務職員、いろいろいらっしゃいますけれども、そういう方々も、若い方々が多いと思うんですけれども、集団接種が始まる前には、事前にこの方々も接種しておくべきではないかと、その人たちの安全の確保というものも必要だなと思いますが、それについてはどのようになっていますか。

○民生部次長 佐藤正浩君

厚生労働省の自治体向けの説明会におきまして、医療従事者等の範囲について考え方が示されました。自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務におきまして、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると、当該特設会場、うちの場合、集団接種会場である保健センターを設ける自治体が、私どもが判断した場合は、優先接種者に該当するというものであります。

したがって、今後、愛知県と協議の上、我々当町の従事者についても検討させていただきたいところでございます。

以上です。

○9番 中村英子君

これはぜひ、町長は町長選挙があるので答えにくいかもしれないですけれども、事前にこういう職員の方々に、今答弁ありました、国のほうの方針についてもありましたけれども、やっぱりちょっと職員の安全とかそういうことを考える面で、事前接種を行うべきではないかというふうに思いますが、お考えはどうでしょうか。

○町長 横江淳一君

先ほどの答弁を聞いていただいて分かりますが、まず絶対数が把握ができないので、本当に工程が出しづらい。私自身も、町長はいつ頃受けるんですかという質問を度々いただきます。いつ入ってきて、どれぐらいの流れになるのかが、まず、早急に情報は取っておるわけでありまして、そこの中で、今ご指摘いただいた蟹江町の接種に関わる若い方、個別接種も含めて、優先的に受けたらどうだということも、スパンの中に今考えてはいますけれども、まだまだ、今決定して、こうやってやるよということを決めているわけじゃありませんので、でも、中村議員おっしゃるように、まずそれを優先的にやって、一番保健センターで従事をする人が、多分リスクが高くなると思いますので、そちらのほうを優先していただければありがたいなどは、今の現段階では思っておるわけでありまして。よろしくお願いま

す。

○9番 中村英子君

ぜひ、そういうふうな方向でお願いしたいと思います。安心して仕事ができないと思いますので、集団接種会場で働く町の職員の関係者については、事前に接種をしていただきたいと、そのことを申し上げておきたいと思います。

次ですけれども、先ほど伊藤議員のほうからもありましたが、町の保健センターというのは、なかなか交通の便上、不便なところでもありますので、高齢者とか基礎疾患のある方々には、ちょっと足の便が悪いんじゃないかと思うんです。

それで、この方々に対して、バスだとかタクシーのチケットを用意しますよというようなお話もありました。そして、その中で、金額や枚数はこれから検討しますよというようなことがあったんですが、それはしっかりしてあげないと、ここへ来るのにどうやって来るんだというような話になりますので、この点について、例えば、今検討中だというお話は、さっき答弁にあったんですけれども、タクシーだったらチケット1人に、予約券と一緒にチケット代も出すのか、バスを利用する人は便をよくすればいいんですけれども、これも徹底してちゃんとやらないと不公平にもなりますしね、あの人もらったのに、私、来ないわと。バスで行くか何で行くか、どうやって、最初に希望を入れるのか、何をどうするのか、ちょっとよく分からない。タクシーだったら相乗りで来てくださいというのか、1人1枚渡しますよ、往復代出しますよというのか、ちょっとその辺のところも、検討中だとは言いましたけれども、足の便の確保という面で、こんなことを考えているよと、こういう方向でやりたいということを、町民の皆さんにちょっとお知らせ願いたいと思います。

○民生部次長 佐藤正浩君

保健センターへのアクセスは、そうですね、私ども保健センター、ちょっと場所がかなり北寄りにありますので、接種会場と地域とのシャトルバスの運行及びタクシー料金、チケットの助成は予定しております。高齢者の方々が対象という形になるかと思うんですけれども、これらの手段を活用して接種会場へお越しいただくよう周知してまいります。

バス停につきましては、学区ごととか、一番乗りやすいような場所はないだろうかとか、いろいろ今、停留所につきましては、一番ご利用していただきやすいような場所を選定中があります。

また、タクシーにつきましても、初乗り料金プラスお迎え料金、そういったものを積み上げて幾らぐらいになるんだろうとか、そういったところも今ちょっと計算しておるところでございまして、チケットはお一人ずつに交付させていただく予定でございまして、よろしくお願ひします。

以上です。

○9番 中村英子君

これも大変な作業になると思いますけれども、あまり不公平がなく、皆さん徹底して利用できるという環境づくりで取り組んでいただきたいというふうに思います。

さて、このようにしてワクチン接種していくわけですが、大体いつ頃終わるかの見当も今のところできませんが、このワクチン接種というのは、7番目の質問ですが、大体どれぐらいの町民が受けていただければ、成功ということはないんですけれども、集団的な免疫の観点からいいんだよという目安というのが、どうなんだろうというふうに思うんですね。国のほうが発表している調査ですと、6割ぐらいの高齢者は受けてほしいと言っているよという感じなので、それぐらいは受けてくださるのか、若い人はどれぐらい受けるのか、ちょっとよく分かりませんが、大体これ、どれぐらいの人が受ければ、一応免疫効果といいますか、コロナがあまり拡大せずに感染者が減っていくんだよというようなことの目安なんですけれども、どれぐらい町民が接種すると、その効果が期待できるのか。ちょっと難しい質問ですが、もし、大まかこれぐらいには受けてもらいたい、そして、これぐらいが受けるように町としては努力していくと、そういうような目安がないと、希望者だけ打ってちょうだい、嫌な人はいいよみたいなことを言っておったら、やっぱり効果出ませんので、その辺の目安というのはどのように考えて行うのかということをお伺いします。

○民生部次長 佐藤正浩君

ワクチン接種の効果は、集団免疫の獲得ということに関して申し上げますれば、推定では60%から70%の方が接種していただければ、数年後にはコントロールできるということが言われております。

ウイルスや細菌などに対しまして、人口の一定割合以上の方が免疫を持ちますと、感染患者が出て、ほかの人に感染しにくくなるということで、感染症が流行しなくなりまして、間接的に免疫を持たない人も感染から守られますので、この集団免疫を獲得するための免疫を持つ人の割合が感染症の種類によって異なりまして、ワクチンによっては、接種で重症化を防ぐ効果があっても感染を防ぐ効果に乏しく、どれだけ多くの人に接種しても効果が得られないこともあるということも聞いております。今回の新型コロナウイルスにつきましては、まだ集団免疫の効果があるかどうかははっきり分かっておらず、分かるまで、いま少しばかり時間を要すると考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

そうですね、今言ったように、60%から70%ぐらいが目安ではないかということなんです。高齢者は、これぐらいいく可能性がありますよね。毎年のインフルエンザはどれぐらい受けているのか、ちょっと私、分かりませんが、高齢者はもしかしたらいくかも分からないんですけれども、若い人たちですよ、やっぱり。若い人たちの接種率はどうなるんだろう。若い人は比較的、自分が感染しても軽いものですから、それはいいんじゃないかみたいな感

じになってくるんですね。ですから、そこで、一応やっぱり全体として60%から70%は打ってもらうんだよと、それで不足したものに対しても、こういうような宣伝というか啓蒙やら、それから接種を進める努力というのが、もしかしたら必要かもしれませんがけれども、せっかくこれ打つんでしたら、やっぱり効果が出るように打たないと、打った方がいいが大して効果はなかったということではいけませんので、目標値に向けて準備をしたり、努力をしたりしていただきたいなと思います。

以上、質問させていただきましたが、大変複雑であり、また国のほうとの関係もあり、きちんと整理できたという状態ではないかもしれませんが、今、町民の皆さんもちょっとだいぶん、今の流れの中で、スケジュールについてお分かりいただけた部分もあるのではないかなと思います。

本当にこの降って湧いたような新型コロナの感染症というのが、町の職員の皆様に大きな負担をかけるということも重々承知しておりますけれども、しっかりとこれに取り組んで、町民のために頑張っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で中村英子さんの質問を終わります。

ここで、産業建設部長、教育部次長の退席と、政策推進室次長、総務部次長、保険医療課長、住民課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後1時43分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時47分)

○議長 安藤洋一君

質問5番 板倉浩幸君の「新たなコロナ対策・減免制度について！」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

初めに、東日本大震災から今日で10年です。改めて犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。復興に向け、たゆまざる努力を支えている被災者の皆さん、自治体の皆さん、被災地への支援を行ってきた全国の皆さんに心から敬意を表します。

それでは、私、「新たなコロナ対策・減免制度について！」と題して伺っていきます。

初めに、新たなコロナ対策について質問いたします。

国は2月4日、愛知県を含む緊急事態宣言の下、都道府県に対し、高齢者施設の従事者等に検査の徹底についての事務連絡を行い、高齢者施設の従事者等への検査の集中的実施計画の策定・実施を求めました。検査は、行政検査及び自治体独自の社会検査、PCRのプール検査も可能とし、検査は遅くとも3月中までの実施を要請、その後も感染状況に応じて定期的に検査を実施することとしています。対象施設は、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅などです。

蟹江町の新規陽性者数も急増し、新型コロナウイルス感染拡大は町民生活に莫大な影響を及ぼしています。国の第3次補正予算の成立により、約1.2億円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付金限度額も確定しました。その活用も含めた感染拡大対策であります。

そこで、新たなコロナ対策を7点ほどお尋ねをいたします。

愛知県において、高齢者施設の社会的検査の実施を検討しています。県に実施を強く求めるとともに、町独自でPCR検査の体制は取れないのか。また、今現在の県の現状をお聞かせください。

○民生部次長 佐藤正浩君

高齢者の方が新型コロナウイルスに感染しますと、非常に重症化しやすく、高齢者施設でクラスターが発生した場合は大きな影響もございます。そのため、施設内の感染拡大を最小限に食い止めることが重要となりますが、保健所で濃厚接触者と特定されなかった場合とかのPCR検査につきましては、検査実施機関との調整も必要でございますし、感染状況、ワクチンの接種状況等により、また検討していきたいと思っております。

愛知県におきましては、このたび、3月8日から今月末の31日までの期間で、愛知県全体の高齢者入所施設及び障害者入所施設など約3,200施設、職員の方約9万人を対象にPCR検査を実施すると発表されたところでありまして、既に始まっていると思われませんが、これが施設内感染を防ぎ、新たなクラスターの発生の防止が期待されると存じます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

県の実施がようやく、答弁あったようになりました。高齢者施設と障害者施設でクラスターの発生を防止するためにスクリーニング検査が、今答弁があったように8日から始まりました。3月までの1回のみであります。頻回に定期的にやる必要があると思っております。いかがでしょうか。

また、職員に積極的に検査を受け、新規の感染者が減ってきた今こそ、無症状の陽性者の方を発見・保護し、くすぶっているコロナウイルスの根絶が必要ではありませんか。濃厚接触者に限定せず、感染リスクのある接触者を広く検査する体制づくりはどのように考えてい

るのか、再度お願いをいたします。

○民生部次長 佐藤正浩君

保健所で濃厚接触者に特定されなかった場合のPCR検査につきましては、ごめんなさい、繰り返しになってしまうかもしれませんが、検査実施機関との調整も必要でございますし、感染状況、ワクチン接種の状況等によって検討させていただきたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

まだちょっと検討したいという段階ですけれども、じゃ、ちょっと部長にお伺いいたします。

医療機関、福祉施設等の社会検査や、また利用者を、さらに県のPCR検査以上に拡充をし、また、学校や保育所、幼稚園、学童保育所、これらなど集団感染によるリスクが高い施設の職員や利用者に定期的な検査を、本当の意味で町独自に執り行うことは考えないのでしょうか、再度お願いをいたします。

○民生部長 寺西 孝君

今議員から、検査体制の充実についてご質問でございました。

今議員おっしゃられましたように、PCR検査等の拡充につきましては、今、新規感染者が小康状態でございます。それだからこそ、今、検査件数にキャパがありますので、検査体制の充実を図れるチャンスだとは思っております。

さきに3月5日に1都3県の緊急事態宣言が延長されるときに、総理の記者会見において、先ほど議員おっしゃられましたように、クラスターの発生を防ぐために3月末までに全国3万カ所の高齢者施設の検査を実施していくこと、2つ目に、市中感染を探知するために無症状者のモニタリング検査、これは大都市部から、恐らく名古屋から、規模を拡大して行っていくお話もございました。3点目でございますけれども、今皆様、関心がございます変異ウイルスでございます。変異株につきましては、短時間で検出できる新たな検査を今月から全ての都道府県において実施していくという旨の発言を総理がされていらっしゃいます。

私どもといたしましても、まずは国と県と協力しながら、検査体制の充実に関心を持って努めていきたいというふうに現時点では思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

昨日ちょうどニュースかな、名古屋のちょうどモニタリング検査をやっていて、あれ無料なんですよ。唾液検査で唾液を取って送ってという、あれ、すごいいいなと思うんですけども、例えば今回、学校の児童・生徒にも出ましたよね。その中で濃厚接触なしなんですよ、みんな。確かに給食のとき、マスク外すだけで、あとほとんどマスクしている。そういう意味で濃厚接触に当たらないと、保健所の判断なんですよけれども、たとえクラスの1人が

出ても、やっぱり親から見ると心配なんですよ、うちの子大丈夫かなと。そういう意味で、学校もそうですし、保育所、また幼稚園、学童保育所、その点について、もうちょっと安心できる体制づくりというのができないのかなと。

これ、もう一回聞いても、その辺、県の状況も確認しながらということになっちゃうんですけども、その点十分分かっていただいて、ぜひとも検査の拡大、今本当、感染者が減っている中で、プールのにもやっぱり検査もだいぶんしやすくなっていますので、町で独自に補助をすると半分負担がかかる、この制度自体もおかしな問題で、国が本当の意味で全額補助をして、やりやすい体制づくり、要求もしていってもらいたいと思います。

それでは、ちょっと、私もワクチン接種について少し伺いをいたします。

先ほどの中村議員とだいぶんダブっちゃいますので、同じような質問は省いていただいても結構ですので、じゃ、お願いいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種に当たって、ワクチン接種希望者に、接種場所、時間、接種方法など、先ほど答弁あったんですけども、その辺で再検討、接種場所、特にその辺の検討、時間等の再検討は考えていないのか。また、個別接種、先ほどの答弁のように集団接種の話なんですけれども、個別接種の考えはないのかお聞かせをください。

この後、接種会場までの移動手段について、現在どのように考えていますかということで、僕も質問の予定でしたけれども、この辺については、さっき中村議員からだいぶん聞いてくださいましたので、このところはちょっと割愛してもらっても結構ですので、お願いいたします。

○民生部次長 佐藤正浩君

接種場所、時間、接種方法等の再検討ということでございますが、医師会の先生方とも協議いたしまして、相談いたしました結果、様々な理由、急に患者さんの具合が悪くなった場合の救急的な対応ができる、いろいろなことから考えまして、救護施設もあります保健センターを核の会場と見据えまして、集団接種という形で今は、これから始めさせていただきたいと存じます。

接種日につきましては、月曜日から日曜日、平日、土日祝日も接種を行う予定でございます。曜日にもよりますけれども、午前10時から夕方4時、午後4時までと、お昼からの13時、1時から夕方5時まで、この2パターンを考えております。医師会の先生方のご協力と医療法人の委託、この2本立てで接種を実施できたらと思っております。

個別接種につきましては、高齢者の方々の接種の状況にもよりますけれども、現在、海部医師会の先生方とまた調整を図ってまいります。実施につきましては、こういった方々、個別個別の通知でもってお知らせをしてみたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

集団接種については、何かあった場合のすぐ対応取れる応急処置のためということで、集団接種で、特に保健センターでやるということなんですけれども、安心して接種したいんですよ、みんなやっぱり。そういう意味で、かかりつけ医で接種したいという高齢者、たくさん僕も聞いています。そういう意味で、個別接種がもうちょっと進められないのかなど。時間的な、あと、個別接種にすると、例えば夜もできますよね、医師会との相談になるかもしれませんが。そうすると、若い人たちも、ちょっと夜に打っていきける、そんな体制づくりを考えていただきたいと思います。

そこで、じゃ、自治体によって、個別接種のみでやっている自治体もあるし、あと、集団接種と個別接種同時に取り組む自治体もあります。その辺の考え方の違いというのはどうだったのか、ちょっとその辺についてお願いをいたします。

○民生部長 寺西 孝君

議員おっしゃるとおり、住民の皆様におかれましては、やはり慣れ親しんだかかりつけ医さんに接種をしていただくのが一番安心だろうというふうに思っております。先ほど中村議員の答弁では、副反応のところを一つ申し上げさせていただいたんですけれども、もう一つは、今接種が想定されておりますファイザー製のワクチン、これも一つ理由でございます。温度管理が非常にナーバスであること、極めて短期間に効率よく打っていきなさいいけない、いろんな事情がございまして、現時点では集団接種という選択を私どもはさせていただきました。

個別接種につきましては、今申し上げましたように、どの方もやはり、かかりつけ医さん、個別接種がご希望なんだろうなというのは私どもも思っております。その一つのタイミングが、やはりワクチンが入れ替わるときが一つなのかなというのは一つ思っております。例えばアストラゼネカ製のワクチンが、例えば2度から8度の温度管理でやっていきける、接種に当たっても生理食塩水での希釈が不要だとか、そういったことであれば、医療機関での管理が十分可能なんだろうなと思います。

そういったタイミングでもって、医療機関の皆様、個別接種の道へいざなっていくのが、私たちが一つ方法として持っております。できたら、住民の皆様のご希望がそういったところにあるというのは私たちも思っておりますので、どこかのタイミングで働きかけ等を行って、引き続き医師会とも協議を重ねていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

いろんな問題あると思います。副反応の問題から、確かにワクチン、最初の今ファイザーがマイナス60度、70度で、次のやつが多分もうちょっと管理がしやすいんですよ。その辺で個別接種に、管理がしやすいということで、個別接種もできる体制づくりをちょっと進めていっていただきたいなと思います。

それじゃ、ちょっとまた、次の質問を伺っていきます。

緊急事態宣言に際し、政府の支援金の対象から外れた飲食店に支給措置を取ることができないかと当初質問する予定でした。蟹江町においても、支給金から外れた、対象から外れた飲食店に、感染症対策に取り組んだ町内の飲食業者の方に独自で6万円の協力金を支給することとなっております。

そこで、お聞きをいたします。

このような、蟹江町においても独自の協力金の支給なんですけれども、こうした措置は飲食店だけじゃないんですよ。個人の中小零細企業、本当に小売店から製造業、大変なコロナウイルスの状況であります。

そこで、さらに多くの事業者の救済を実施することはどうなのか、お聞かせをください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

ご質問のありました新型コロナウイルス感染の事業者への支援についてお答えさせていただきます。

昨年春でございますけれども、愛知県の休業要請に、県と町と合わせて50万円を支給させていただきました。また、県の休業対象事業者、休業記録開始日に間に合わなかった事業者、これは町独自で25万円を支給させていただきました。また、理美業業者への休業要請としまして、10万円を支給させていただきました。さらに、プレミアム券の発行事業ということで、1冊5,000円にプレミアム率30%をつけて、6,500円の額面で3万3,000冊を発行させていただきました。さらに、今議員がおっしゃいました協力金事業、さらに協力金事業としまして、愛知県下で営業時間短縮の要請をした飲食店の対象外ということで、蟹江町独自で、1回限りでございますけれども、6万円の支給をさせていただき、今申請を受け付けておるところでございます。3月11日、本日8店舗に振り込みをさせていただきまして、早急に取り組んでおるところでございます。

当町におけます支援策につきましては、いち早く県の情報も取り入れ、他市町よりもスピード感を持って実施に努めてまいりました。また、県の支援策から外れた町独自の支援策につきましては、事業者にとっては有効な手段であったかと思っております。

今後は、蟹江町商工会のほうから要望いただいておりますプレミアム券発行事業について、実施に向けて検討させていただいておりますし、また、支援金、協力金ではございませんが、愛知県が中小企業、小規模事業者向けに、専門家によります様々な悩みを解決します相談窓口として、愛知県よろず支援拠点を開設してございます。その団体は市町村への出張相談を行っておりますので、来年度はその制度を活用し、当町でも蟹江町商工会と連携をしまして、出張相談窓口を開設させていただく予定をしております。支援策の活用と経営に関する悩み解消に役立てればと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

確かに県の事業と併せて、その対象に漏れたところも町独自で25万円だったっけ、それは大きいことだと思います。あと、国の支援的な問題で、持続化、家賃補てん、家賃補償とかいろいろありました。それ以上に、やっぱり今年になっても、本当に厳しい状況まだまだ続いていますので、ぜひとも町独自に何か、お金を配るとというのが一番手っ取り早いのかもかもしれないけれども、何かできないのかなということで質問をいたしました。

じゃ、ちょっとプレミアム商品券、先ほど30%のプレミアム商品券を発行した、これ1月いっぱい終わった事業なんですけれども、ここでちょっと聞きたいんですけれども、前々から僕もたまに質問しますけれども、商工会に加入している人と加入していない人の違い、がんばれ応援券でもそうでしたよね。協力金だったかな、加盟するために、ある程度のお金をちょっと出さな加盟店になれないよ。これを何とか、同じ蟹江町内で商売している事業者の皆さんですので、確かに分かるんですよ、商工会に入ってもらいたいという思いは分かるんですけれども、その辺なぜか、それを払うがために加盟店をちょっとやめちゃったという人もいますので、ぜひともちょっと、何か次、またプレミアム商品券のことも考えているみたいですので、その辺ちょっと、この点について何か考えをお聞かせ願えると、お願いいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

議員がおっしゃいますように、今年の反省点を踏まえて、来年度実施に向けて考えていきたいと思うんですけれども、まず、小売店といいましても、なかなか、ある事業所に偏った形でプレミアム券が使われておるといようなことも本当に多々ございますので、そういったところが解消できるような方法で、プレミアム券の事業者のほうを募っていきたいなというところは思っています。

また、参加店につきましては、今年で180、190の参加店がございました。商工会に加盟していないお店もございますけれども、それにつきましては、今議員がおっしゃいますように、加盟していただき、商工会のほうの事業に参加いただき、商工会のほうに加盟をいただきたいなというところの思いがございますので、そここのところはご理解いただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ご理解、ご理解できないから聞いているんですよ。ぜひともその辺、ちょっと検討してください。プレミアム商品券、またやるんでしたらね。そういうことで、ぜひとも事業者の救済をちょっと考えていただきたいと思います。

では、次の質問にいきます。

医療現場、また介護、障害者福祉サービス事業者への緊急包括支援交付金も、現場に届い

たのは予算の半分以下みたいですよ。それらの従事者に対して、慰労金の給付もありました。感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴う医療や高齢者施設であります。特に病院は大変な経営状況であります。

そこで、お聞きをします。

高齢者施設また病院などに町独自に応援金や支援はできないのか、お聞かせをください。

○民生部次長 佐藤正浩君

高齢者施設及び病院への応援金につきましては、施設で働かれる職員の方や医療従事者の方々に対し、愛知県から慰労金といたしまして、お一人当たり最低5万円が支給されるとともに、感染拡大防止対策等に要する経費への補助がなされており、愛知県に確認しましたところ、既に私ども蟹江町内の複数の施設に対して、これらの交付がなされておると聞いております。

高齢者を優先としましたワクチン接種が開始されますので、こういった高齢者施設や病院で働く職員の皆様、医療従事者の方には、一層のご協力をいただくこととなります。今後は、地方創生臨時交付金など活用可能な財源があれば、県やほかの自治体の動きを見ながら、必要に応じて町独自の支援も検討する必要があると考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今答弁あったんですけども、これみんな国の施策で、県の事業なんですよ。私さっき、町独自に協力金や支援をと言ったんですけども、この間、弥富市に一般質問の傍聴に行つて、同じような内容をした議員がいるんですけども、そのときに、今度の臨時交付金を活用して、例えば先ほどワクチン接種の事業をやりますよね。それに協力してくれた医師に慰労金を配ろうかという話を言っていました。蟹江町で、この辺について情報は入っていると思うんですけども、どうなんですかね。

○民生部長 寺西 孝君

今、医療従事者の方々、大変ご苦労をおかけしておるところでございます。加えまして、これからワクチンの接種も始まってまいります。

今、次長のほうも答弁させていただきましたけれども、地方創生臨時交付金を活用して令和3年度に対応していくことも、今視野には入れてございます。まだ確定はしてございません。

少しですけども、先般、医師会の先生方とお打ち合わせをさせていただいたときに、高齢者の移動支援のお話が出ました。私ども、先ほど来答弁させていただいておりますけれども、シャトルバスであるとかタクシーチケット、そういった交通手段を設けてやっていきたいと考えておりますけれども、かかりつけ医の先生方にお話を聞きますと、そこに来られない方も、やっぱり高齢者の方、いらっしゃるというんですね。そういう方は、やっぱり

私たち医師が往診をしないと、接種をやっていけないよねというお話を頂戴いたしました。これは私たちにとって、本当に大変ありがたいお話でございまして、私ども、接種に来れない方はやっぱり把握できておりませんで、そういったところが、かかりつけ医の先生方、よくケアしてくださっていますので、例えばそういった方々に、やはりそういった応援金みたいなのをやったらどうだ、そんな思いを私どもも持っておりますので、一度検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ぜひとも、結構いいんじゃないかなと私も思いますので、まねするわけじゃないけれども、いい制度は活用していただきたいと思います。

それでは、次に、生活困窮者の支援について少しお伺いをいたします。

昨年、児童扶養手当を受けているひとり親世帯に臨時特別給付金を2回出しました。二人親世帯には出ておりません。この二人親家庭には、児童手当以外公的支援、今回のコロナ対策の支援とも支給がない。その中で、二人親世帯の方の困窮度合いが高いアンケートも出てきております。

そこで、お聞きをいたします。

生活困窮者への生活困窮世帯給付金の支給や社会福祉協議会、社協と連携をして、生活困窮者への食料支援を行うことはできないのでしょうか。

また、生活保護及び生活福祉資金の特例措置の積極的な活用を呼びかけることが必要だと思いますが、いかがでしょうか、お聞かせをください。

○住民課長 飯田和泉君

それでは、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、食料支援につきましては、蟹江町社会福祉協議会が平成28年度から、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋と協定を締結し、生活にお困りの方に食品を支給させていただいております。令和2年度は、前年度比約6.9倍の食料支援を実施しております。

また、蟹江西子育て支援センターにこにこの事業といたしまして、子育て世帯を食で応援するフードパントリーを今年1月から、NPO法人フードバンク愛知と先述のセカンドハーベスト名古屋の協力の下、月1回程度実施しております。

また、生活困窮者に対しては、蟹江町社会福祉協議会と連携し、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸し付けをご案内させていただいております。貸し付けに該当しない方へは生活保護の制度をご案内させていただき、海部福祉相談センターと連携し、対応させていただいております。

特例措置等の積極的な活用呼びかけに関しては、蟹江町社会福祉協議会広報誌「笑顔」に、新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方へという記事を掲載するなど、周知に努

めているところでございます。

なお、先ほどおっしゃいましたひとり親世帯、二人親世帯を含めました生活困窮者への生活困窮世帯給付金につきましては、国や県の動向を注視しながら検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

本当にひとり親家庭もそうですし、職場で時短要請で、すごいパートやアルバイトの時間が削られて、本当にきつい思いしています。子どもの食事、親は当然なんですけれども、子どもの昼食を抜いたりして何とか生き抜いている、そんな話もありますので、ぜひとも食料支援、まず手っ取り早い方法だと思いますので、把握することも、生活福祉資金の借入れを起こした方、この間、中村議員も言っていましたけれども、社協とも本当に連携して、適切に対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問です。

相談窓口についてお伺いをいたします。

経済的困窮、感染不安や行動自粛等によるストレス、虐待、ホームレス、自死が指摘されております。専門の相談員を配置し、相談窓口を設置して、対応を強化することはできないのでしょうか、お答えをください。

○住民課長 飯田和泉君

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

コロナウイルスの影響もあり、相談件数は増加し、相談の種類も多様化しております。住民課の住民相談担当が、まずは相談全般の入り口として、今後も聞き取りを丁寧に行って相談に対応させていただき、蟹江町社会福祉協議会や海部福祉相談センターの専門の相談員と連携し、その後の適切な支援につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

この質問、前々から僕もコロナ支援の関係で、総合窓口を1カ所にまとめて、ワンストップで対応できる相談窓口をつくったほうがいいんじゃないかと要望してきました。総合窓口へ行って、どこへつなげるか、また、適切な窓口に対応する、これが今一番重要なことだと思います。この点について何か、部長でもよろしいですので、お願いをいたします。

○民生部長 寺西 孝君

総合窓口のご質問を頂戴いたしました。

私ども、これまで23回のコロナウイルス感染症対策本部会議を開催してまいりました。この場におきましては、それぞれの問題点等、情報を出し合って、情報の共有に努めて、感染症の拡大防止であるとか経済活動の両立、それについて取り組んでまいりました。

議員、今おっしゃいましたように、コロナ禍におきましては、多種多様な問題が本当に発生しております。今、住民課長が申しあげましたように、まずは住民相談の窓口として住民課が受けてございますけれども、これ、いろんな多種多様な問題につきましては、全庁挙げて、お一人一人に適切なお支援ができますように、全庁挙げて今取り組んでおるところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。まず住民課の窓口で相談をしてください。そこから適切に対応するように、ぜひともお願いをいたします。

今回の新たなコロナ対策の最後の質問です。

国の臨時交付金、先ほど言った第3次の約1.2億円があります。これらを活用し、今までの交付金の執行残も含め、新型コロナウイルス感染対策の各事業にさらなる支援の考え、これを今どのように持っていますか。執行残があるのか、その点も含めてお願いをいたします。

この質問は政策的なことも絡みますので、政策推進室長にお伺いをいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

蟹江町では、国の地方創生臨時交付金を活用しまして、今年度ですけれども、役場や公共施設への非接触型の体温計や消毒液などの衛生用品の購入をしたり、サーマルカメラやパーティションの設置をしたりしてきました。また、子育て世帯への臨時特別給付金やひとり親世帯の応援臨時特別交付金などの交付もさせていただいております。また、事業者への感染症対策の協力金、先ほどお話が出ておりましたが、そういった協力金やプレミアム商品券などの発行もさせていただき、各種事業を実施し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりました。

地方創生臨時交付金の第1次、第2次の分につきましては、全額コロナ対策事業に使わせていただいております。

令和3年度につきましては、本省繰越しを予定しております第3次の交付分の地方創生臨時交付金を活用しまして、感染防止対策や各世代への支援、経済対策など、現在、各課と連携を図りながら、内容を精査をしておるところでございます。また内容が決まりましたら、議会にもお示しをさせていただきまして、オール蟹江町でこの状況を乗り越えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

第1次、第2次で、その辺はほとんどみんな使って対策の事業を行い、第3次はこれから令和3年度で、何とかいろんな事業を考えていきたいということなんですけれども、ちよっ

と聞いておきたいんですけれども、あえて僕も執行残と言ったんですけれども、予算化して執行したのが、特に分かりやすいのが高齢者のインフルエンザのワクチン、これ当初、蟹江町でやろうとしたら、県が後から全額面倒見てやると、こういう部分とか、こういう使われていない事業や、協力金も100%じゃないんですよ。これで、あえて執行残と言ったんですけれども、この点についての考え方を少しお願いをいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

今、先ほど高齢者のインフルエンザの関係の事業のこと、お話をされましたけれども、そちらに対しましては、当初の予定では、町のこちらのほうの臨時交付金を使って、計画は予定をしておったんですけれども、そちらのほうの全て県のほうから出るということで、こちらのほうの交付金のところからは除かせていただいております。

そういったような事業につきましても、今回の臨時交付金の中には複数の事業を計画として計上しておりますので、他の事業のところ、町の一般財源を使って予算計上しておる事業がほとんどでございますので、そちらのほうの、残ったと言ったら言葉がちょっと語弊があるかもしれませんが、その部分については、一般財源のほかの事業のほうに充てさせていただいておるといふ、そういうところでございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

その辺も含めて、町長にちょっとこの問題、最後にコロナ対策でお聞きをいたします。

この質問、今回、2月26日付で町長に、新型コロナウイルス感染症に対応する日本共産党の蟹江町委員会から申し入れを行った質問事項です。今、各課の課長や室長から答弁があったんですけれども、町長として、今までの質問で、何か足しておかないかとか、その辺の考えがあったらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それじゃ、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

執行残等々につきましては、先ほど言いましたように、一般会計のお金を入れながら、お返しすることなく、しっかり全部使っていきたいなというふうに思っております。詳しい数字等々については、今ちょっとここでは持っておりませんが、そんな数千万円あったわけじゃありません、100万円単位でありましたけれども、それも第3次の補正予算を全部しっかり使い切るような施策ということで、第2次の補正予算のお金を使い切っていきたいなと。ただ、若干オーバーラップする部分がありますので、一般会計もそこでオーバーラップする部分がありますので、そこはご理解をいただけるとありがたいと思います。

新型コロナウイルス対策については、本当に、どこまでやればいいのかという限度が分かりません、はっきり言いまして。ですから、先ほどおっしゃったように、ひとり親世帯の方に今回も継続して、また補助を出そうじゃないかという考えはございます。ただ、二人親家庭

と言われますと、夫婦で働いていても、ワーキングプアの状態がよりひどくなったとか、いろんな状況がこれから出てくると思うんですね。第3次補正予算で、地方創生の臨時交付金で収まればいいですけども、ひょっとしたら今回、感染力の強い変異型のウイルスがまた蔓延をして、第4波がなければいいなと思っています。でも、あってもおかしくない状況に、下手して来てしまうんじゃないかという恐怖すら覚える世の中の中で、蟹江町の一般会計の予算では限りがありますので、我々としては1億1,900万円の第3次補正予算を使いながら、今それぞれのセクションで、何ができるかということを出させていただいております。全てやろうと思うと、とてもじゃないけれども、そんなお金では足りません。今でも3億円以上の、多分概算が出てきているように思っております。どこの課も、あれもやりたい、これもやりたいということで今出てきておりますので、それを今、一生懸命精査をしているということだけをご理解をいただきたいと思っております。

商売屋さん大変厳しい状況が続いております。町といたしましても、まずは飲食店さん、喫茶店も含めてでありますけれども、やはり密の中に集まられるご商売というのはたくさんあるわけでありまして、そこを優先的にまずお助けをしたいと。ただ、金額的には些少ではありますが、精いっぱい皆さんの、70件の予算も決めさせていただきましたし、これが終わってまた次がありますので、できれば、まず様子を見ていただき、次のステップに入っていきたいというように今現在では考えてございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○2番 板倉浩幸君

なかなか町長選挙もあることで、大きなことは言えないのかもしれませんが、交付事業、どんな事業にも使っていい、感染予防の対策にどんな事業でも使っていいからこそ、それぞれ地域の実情もありますし、お金の持ち具合にもよりますので、これらは町民の暮らしを支えることに使っていただきたいと思っております。

じゃ、時間もありませんけれども、次に、新型コロナウイルス感染症の影響による税や料の減免制度についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡し、また重篤な傷病を負った場合や、主たる生計維持者の収入が減少した場合や、事業収入が減少した個人事業主も含む中小企業等の軽減措置があります。

そこで、お聞きをいたします。

この減免制度や軽減制度について、軽減措置ですよ、これについて、どのような制度があるのか、お伺いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問がございました新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度についてお答えをさせていただきます。

まず、税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度の固定資産税を全額または2分の1軽減する制度があります。

次に、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる場合には、保険税または保険料を全額または一部減免する制度があります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

では、終わっちゃったやつもありますけれども、それぞれの減免制度や軽減措置の申請時期、また制度の減免や軽減の実績はどうか、お願いをいたします。また、件数や減免額や、軽減・減免についての周知の仕方についてもお願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問がございました減免制度の申請期間、減免の実績、周知方法についてお答えをさせていただきます。

まず、固定資産税につきましては、申告期間は原則として令和3年2月1日までとなっております。減免実績は、受け付け件数158件で、事業用家屋116件、現時点の試算の金額ですが、6,049万456円、償却資産113件、現時点の試算上の金額が2,580万7,749円、合計8,629万8,205円です。周知方法は、広報かにかえ11月号及び町ホームページに掲載しております。

次に、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料につきましては、申請期間は令和3年3月31日までとなっております。国民健康保険税の減免実績は、2月末時点で85件、758万9,000円です。後期高齢者医療保険料の減免実績は、2月末時点で21件、161万6,700円です。介護保険料の減免実績は、2月末時点で22件、77万1,430円です。周知方法は、広報かにかえ10月号及び町ホームページに掲載しました。

なお、国民健康保険税につきましては、7月の令和2年度分本算定通知書に同封するパンフレット、後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者証の更新時に同封するパンフレットにも記載しております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今あったように、国保税、介護保険料、また後期高齢者医療保険、あと固定資産も減免制度や軽減措置がありました。固定資産税については2月1日で終わっていますよね。やむを得ない場合を除きとなっているんだけど、それから1カ月半ぐらいたっていますので、ほとんど多分間に合わないということですよ。

まだ間に合うやつがあります。3月31日が、国保と介護と後期については、まだこれから申請が3月31日までということで、あえて今回質問するのは、まだ間に合うこの減免制度を活用してもらいたいなということです。これらの、今、ホームページや保険証の切り替え時期等に案内をしましてと言っているんですけども、再度何か、まだ間に合う減免制度ですので、例えばこの間ちょっとお話しした、減免制度が使えます、忘れていませんかとか、活用できますよということの周知というのはできないのか、お願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

まだ間に合います、3月31日まで、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、それから介護保険料につきましての周知ですけれども、こちらにつきましては、今、例えばホームページで、随分下のほうに埋もれておりますので、もう一度、もう少し目につくような形で再度、3月31日までですよという形で再周知を込めまして、もう少し上のほうで、目につくようなところに上げるような形を取っていきたいと思っております。

また、今日こうしてテレビをご覧いただいて、ああ、そういうのがあるのかということであれば、3月31日までですので、ぜひ迷ってみえる方もございましたら、お声かけいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○2番 板倉浩幸君

そうですね、ちょうど今テレビも入っていますし、ちょうど今、確定申告やっていて、昨年の所得が3割以下になっちゃったという人は対象ですので、ぜひとも相談に行ってください。本当に、コロナでだいぶ収入も減り、所得も減り、国保税が大変だったという人もたくさんいますので、令和2年度分の国保税が還付してくる形ですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次にいきます。

新型コロナウイルス感染症の緊急対策として、コロナウイルス感染や疑いのある国保の被用者に、蟹江町においても条例を9月議会で作りました。国の100%の財政支援で傷病手当金を支給しています。今までになかった、国保でも傷病手当ができる形であります。もともと財政運営が厳しい国保制度に対する、こうした支援は当然だと思います。

そこで、お伺いをいたします。

この国保の傷病手当金の申請件数、今現在の申請件数自体や実績はどうか。また、対象となる人に漏れなく制度が周知できているのかお聞かせをください。

○保険医療課長 不破生美君

今現在の申請件数につきましては、ゼロ件でございます。また、周知につきましては、こちらはホームページと広報で掲載をさせていただきました。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ゼロ件なんですよ。確かにゼロが本来一番いい、感染していない、感染症で傷病手当の申請がないことはいいんですけども、実際に本当にゼロなのかということなんですよ。

実際でも、町として感染者が誰なのか把握もできていないですし、県や保健所のみが把握をしている段階です。じゃ、実際に県の対応が、実際、あなたは傷病手当もらえますよというの何かと思うんですけども、この点について、県の対応ってどうなんですか、お願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

感染者等、濃厚接触者などを把握しておりますのが保健所になります。保健所などにつきましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、個別に、こういう制度、傷病手当金の制度がございますよということで、お知らせすることはないと存じ上げております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。せっかくできた制度、次の再質問ちょっとしたいんですけども、これ、国保の傷病手当、財政支援が3月末まで延長されましたよね。そこで、再延長も必要になってくると思います。

今回、被用者に限るということになっております。自営業者は対象外とされている点であります。事業者への対象拡大は東海市がやっております。この辺の、自営業者でも所得補償が本当になくていいのか。コロナ感染をして事業ができない、休まざるを得なかった、こういう人たちも、本当の意味で対象にしていきたいと思いますが、あと、国保の減免制度についても、後期高齢についてもそうなんですけれども、この減免制度や傷病手当、まだまだコロナ感染、第4波、変異株もあるかもしれませんので、この点の再延長なんかは、その辺について、今、国の施策もありますけれども、町としてどのように考えているのか、お願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまの再延長なんですけれども、当初6月30日までと言われておりましたのが、まず、3月31日までとなりました。また、それが再々延長されて、今は6月30日までということで、国のほうが通知を出してまいりましたので、うちのほうも同じく6月30日までの期間延長とさせていただきます。

そしてまた、事業者へ拡大をどうかというお話でございますけれども、当面のところ、私どもは国の制度に沿った形で、被用者への手当金の支給という形で考えてございます。といいますのも、やはりこちらの手当金の制度の目的というものが、被用者の方が感染の疑いもしくは感染した場合に休みやすい環境づくりを整えて、それでもって感染の拡大を防ぐというところが第一の目的の手当金になりますので、被用者の方が休みやすい環境をつくる意味での手当金の支給となっておりますので、まずは国の制度に沿った形で被用者への対象と

考えてございます。

以上です。

○議長 安藤洋一君

ここで、間もなく午後2時46分になりますので、暫時休憩します。

(午後2時43分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時47分)

○2番 板倉浩幸君

今答弁あったんですけれども、傷病手当、6月まで延びました。事業主は対象外ということで、あと、被用者については休みやすい環境づくり、そうすると、事業主はどうなる。何かその辺が、感染すると、やっぱり保健所からの指導の下で2週間隔離される、重篤だと入院したり何かして、やっぱり事業主も休まないといけない状況なんですよ。その辺で、国保の傷病手当について、東海市のように上乘せしてやれるんですから、延びたこともありますので、ぜひとも国保にも、ちょっと何らかの上乗せを考えていただきたいと思いますが、再度この点についてお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまご質問いただきましたこちらの件につきましては、状況を見ながら、また考えさせていただきますけれども、現状につきましては、現状のまま、6月30日まで延長という形で実施をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

それでは、新たなコロナ対策と減免制度について聞いてきました。検査の抜本的な拡充、無症状者の感染者に対する大規模な感染予防で、感染を封じ込める戦略が本当に必要になってくると思います。

蟹江町においても、町民の命と暮らしを守り、事業者の経営を応援する支援を強く要望いたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、民生部次長、保険医療課長、住民課長、健康推進課長の退席と、消防長、産業建設部長、まちづくり推進課長、土木農政課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。再開は3時5分とします。

(午後2時48分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時06分)

○議長 安藤洋一君

質問6番 吉田正昭君の「空き家・空き地を活用した地域の街づくり」を許可いたします。
吉田正昭君、質問席へお着きください。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

議長の許可を得まして、「空き家・空き地を活用した地域の街づくり」についてを質問します。

平成30年度の調査によると、国内の空き家の件数は約849万戸で、日本の住宅の約13.6%を占めているという結果が出ています。そこで、空き家の多い既成市街地では、空き家・空き地を活用することがまちづくりの必要な条件の一つとして考えています。

空き家にもいろいろあります。賃貸のために空き家になっている住宅、売却することを目的としての空き家、別荘等普段は人が住んでいない住宅、そして、その他の住宅として、人が住んでいない住宅で長期不在になっていたり、取り壊すことになっている住宅等に分けることができると思います。そのうちで、その他の住宅の放置されてしまうであろうと思われる空き家についてお聞きしたいと思います。

まず、現在の蟹江町の建物のうち、戸建ての戸数はどれぐらいでしょうか、お聞きします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問の町内の建物、戸建ての戸数ということでお答えをさせていただきます。

令和2年度の家屋課税台帳上の専用住宅及び併用住宅の棟数でのお答えになりますが、木造7,747棟、木造以外が1,925棟で、合計としましては9,672棟ということになっております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

約1万戸近いと思いますが、そのうち空き家の件数はどれぐらいでしょうか、お聞きします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、空き家の件数はどれだけかというご質問になるかと思いますが、現在町において把握しておりますのは、所有者が空き家であるということを申告している物件として、現在は105件でございます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

105件とは少ないような気がしまして、今のお話ですと、空き家の所有者にお聞きして、

所有者がここは空き家だよということでの数だと思いますが、例えば所有者が特定できていないような全体の空き家の数というのは、先ほどの全国平均からいくと非常に少ないと思うんですが、蟹江町内でそのようなことがあるかどうか、ちょっと疑問に思いましたので、再度お聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

ただいまのご質問なんですが、実際、平成28年度に空き家の実態調査というのを行いました。その中で調査をしていく中で、空き家と思われる物件が幾つかあったわけなんですが、その中でも、やはり回答していただけない物件も、当時の調査としては約4割ほどありました。そのほかでも、空き家と思われるんだけど、実際は居住されていたりだとか、何らか利用されているというようなお答えも多数ございましたので、それを全て空き家というふうなことで定義をすれば、数は増えるんですけども、今お答えしたのは、町としては、所有者さんがここは空き家だと認めていただいている分だけお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

所有者が認めているという空き家ということで、その他の空き家は、まだまだ多数あるというふうに解釈してよろしいですね。

例えば、その他に分類されました空き家の状況は、おのおの所有者に聞けば状態が分かるんですが、いろんな意味の維持管理の状況によって違うと思いますが、その中で特定空き家として、特定空き家があると思うんですが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態が、特定空き家の基準とされております。

蟹江町におきましては、この特定空き家に設定した件数はありますか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

現時点では、特定空き家ということで認定した実績はゼロ件でございます。実績ありません。

以上です。

○11番 吉田正昭君

特定空き家、先ほど私が申しましたように、私が見ても特定空き家になるんじゃないかなと思うような空き家は多々ありますが、先ほどの条件に当てはまるような空き家は把握していると思われまますので、特定空き家に類するような空き家は何件かあると思いますが、お聞きしたいと思います。何件かありますか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

特定空き家に近い状態の空き家はどれぐらいあるかというご質問かと思えます。

こちらにつきましては、まず空き家と思われる物件につきましては、危険度により4段階に整理をさせていただいております。一番軽いものとしましては、1番目、損傷なし、2番目、軽微な変更あり、3番目として、倒壊及び落下の危険がある、4番目として、倒壊及び落下の危険があり周辺に危害を及ぼす可能性がある、という4段階で整理をさせていただいておりますが、実際に特定空き家に近いものといえば、今申し上げた段階の3段階目、4段階目あたりが該当するのかなということを想定しておりますが、現時点で把握しているものとして、3段階、4段階含めると4件、今把握しております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

4件ということですが、これはどうなのでしょう、既成市街地にあるのか、新しいところに点在しているのかということにもなると思うんですが、そのような空き家、これは地域住民にとって非常に迷惑なことであると思えます。地域の発展、活性化にはマイナスイメージが強いですから、このような住宅に対して、町が把握しているということですから、どのような働きかけ等をされてみえるか伺いたいと思えます。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

実際危ない物件につきましては、苦情や相談をいただくわけですが、その内容によって、例えば道路を通行する人に支障があるような場合であれば、所有者の方に文書をお送りしたり訪問することで、対応をお願いしております。それ以外では、所有者の方には、そもそもの空き家の除去ですとか環境改善について交渉しておるような状況でございます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

現在4件ということですが、多分、その前にはもう何件かあったような気がするんですが、今の町の対応で除去されたり、いろいろ手直しされたかもしれませんけれども、そのような案件は、町の働きかけできれいにされたような、近隣に迷惑がかからないような状況になった件数というのはありますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えさせていただきます。

吉田議員には、日頃から空き家の件につきまして、いろいろとご助言や情報提供いただき、ありがとうございます。この場を借りてお礼を申し上げさせていただきます。

今、空き家に対して、何らかの状況的に変化があったものということで推移を見ていきますと、年間やはり2から3件ぐらいは除却等で対応していただいているような状況でございます。

す。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。地域において非常に迷惑になると思いますので、町のほうで努力していただいて、年間1件でも2件でも、できれば今4件残っているもの全てがきれいに片付くようお願いしていきたいと思います。

次に、当町においては、平成31年3月に蟹江町空家等対策計画を策定され、また、分かりやすいパンフレットもできました。その中に、空き家のままでは固定資産税の特例適用外になる可能性があるかとあります。この特例適用外とはどのようなものでしょうか。そして、この取り扱いをされたことがありますか、お聞きします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ただいまご質問のございました固定資産税の特例適用外についてお答えをさせていただきます。

固定資産税の賦課期日である1月1日において、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく除却等の勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている土地につきましては、地方税法第349条の3の2の規定により、住宅用地に対する特例の対象から除外することとされています。

現在、蟹江町については、この取り扱い事例はございません。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

課税をするということは、非常に個人の方にいろいろな問題も及ぼすでしょうし、いろいろな問題点も指摘されるかと思いますが、基本的に空き家で、家を建てたまま維持するというのは、固定資産税が壊すと高くなるというようなことが一つの原因かと思っていますが、例えば特定空き家とか、ちょっと危険な空き家を壊した場合、家が建っているという特例の課税ですね、要は減額ができないかどうかということをお聞きしたいと思います。そうすれば、解体も進むんじゃないかなと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問ございました、例えば取り壊しをされた更地の土地に対して、住宅用地特例をかけるというご質問でございます。

現在、蟹江町で年間、滅失、家屋を取り壊されるのは、2年前のデータですと233件ございました。その後、建て替えされている場合もあるでしょうし、更地になっている場合もあると思うんですが、自主的に取り壊された方とのバランスとか公平性から考えますと、そういった、特に特定空き家に近いような建物を取り壊された方に対してだけ住宅用地を引き続き適用するというのは、ちょっと公平性に欠ける可能性があるかなと思っております。

現在の法律の趣旨からいきますと、特定空き家をそのまま放置されるということに対して、家が建っていたとしても住宅用地特例を認めないという制度でございますので、ある意味ペナルティー的な法律が今あるわけですけれども、そういった趣旨からいきますと、特定空き家に認定された建物は取り壊していただくのが本来の筋であるかなと思っておりますので、そういった方に取り壊したから住宅用地特例を引き続き認めるというのは、今のところちょっと考えておりません。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。税の公平上とか、いろんな問題が多分あると思いますので、ちょっとこれは無理な話かなと思いましたが、やはり特定空き家等、危険な空き家を壊したときに、駐車場とか資材置き場に利用されれば別ですが、地域で一刻も早く壊したいと思ったときは、そのような特例があってもいいんじゃないかなと思ひまして、ちょっとお聞きしてみました。

次に、空き地対策についてお聞きします。

国土交通省は、空き地対策を強化するとして、各市町村に空き地対策の窓口を設置するよう提言しております。空き地に対しては、蟹江町ではどこが担当するのでしょうか、お聞きします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、空き地の担当窓口はというご質問についてになりますが、総合的な窓口としましては、空き家同様、私どもまちづくり推進課になるのかなとは思いますが、その苦情や相談の内容等により、各担当部署のほうが対応することになるのかなとは思ひます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

空き地の定義は非常に難しいと思ひます。所有者の考えや空き地の状況次第だと考えますが、先ほどの現在の未利用地を空き地として考えるときの件数の把握はちょっとしてみたいと思ひましたが、非常に難しいと思ひます。

それで、毎年、空き地に対して草刈り等の依頼文書を出している件数を教えてください。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまご質問についてお答えをさせていただきます。

草刈り等の依頼文書ということになるんですが、例えば雑草に関する苦情ということになれば、環境課のほうで文書のほうを出しておりますし、枯れ草というものに対しましては、消防署のほうから文書のほうをお出ししております。実際、過去3年間の数字を調べてみたんですが、平成30年度ですと両課から177件、令和元年度は両課で224件、令和2年度、今年度につきましては、計188件が文書として出されております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

空き地・空き家、いろいろ苦情も来るかと思いますが、相談も来るかと思いますが、年に何件ぐらい相談等が来るのか教えていただきたいと思ひますし、その対応ですね。相談等に見えた方の対応は、どのようにしてみえますか。そして、今後も高齢化が進み、空き家とともに空き地も、草刈りができないような方が増えるかと思ひますので、そこで、空き家・空き地の今、環境とか消防とかお聞きしましたが、市内の連携の体制は取れているように思ひますが、年に数回会議を開くとか、その都度の連携になるのか、教えていただきたいと思ひます。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃったように、定期的に会議というものは開催をしておりますが、案件が発生した都度、その案件の内容による関係部署と連携を取って対応しておる状況でございます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。今後とも連携を取りながら、いろいろ対応していただきたいと思ひます。

次に、当町では、土地区画整理事業が昭和48年に学戸土地区画整理事業から始まり、平成28年に今駅北特定土地区画整理事業が終わりました。都合6事業が完成されました。当町の人口増加、そして発展の要因の一つであると考えられます。しかし、既成市街地においては、最近では、子どもたちが名古屋市や東京都、都会に住んでいるケースが多くなりました。既成市街地は高齢者の多く住むまちになりました。空き家も多くなりました。また、地区によっては、密集市街地と考える場所も多くあります。

そこで、お聞きしますが、国土交通省においては、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律を整備し、密集市街地の整備促進を進めています。また、ピンポイント対策による密集市街地整備の促進としての研究・発表もしています。老朽木造建物の除去、空き地の有効活用として、地域の活性化のためにいろいろ対応しております。

たくさんのお事業例がありますが、その一つのお事業として、長崎市では老朽危険空き家対策事業として、土地や建物の寄付を受け付けています。既成市街地では防災や住環境の問題があります。安心・安全、快適なまちづくりのため、空き家対策事業の一つとして、当町も一度検討してもよいかと思ひますが、どうでしょうか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

長崎市の対策ということでお話をいただきました。

まず、長崎市というところは、ちょっと私も長崎市に行ったことがないので、あ

まりよく分かりませんでした。斜面に住宅街が広がった都市のようでありまして、そんな状況の中で、敷地面積が狭く、接道状況も悪くて、住宅の更新が進みにくいというような状況があったようです。

そこで、長崎市の老朽危険空き家対策事業というものは、長年にわたり使用されず適正に管理されていない、老朽化し危険な空き家の土地及び家屋を、議員がおっしゃったように市が寄付で受けまして、市の負担により空き家を除去し、公共空間に展開し利用しているようでございます。除却後は広場やごみステーションなど、幅広く活用されているようであります。

本町も、密集市街地においては同様な状況が見られる区域もございますので、住環境の改善の手法の一つとして参考としたいと思っております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

またもう一つ、今回は2つの事例を挙げさせていただこうかなと思ひまして、神戸市です。神戸市では、まちなか防災空地として、密集市街地において火災の延焼を防止するスペースを確保することを目的に、災害時は一時避難場所や消防活動用地、緊急車両の回転地などの防災活動の場として、平常時は広場・ポケットパークなどのコミュニティの場として利用しているそうですが、当町にも空き家・空き地を利用して、このような事業ができないかと思ひますが、どうでしょうか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、神戸市の事業についてのご質問でございましたが、神戸市の事業としましては、あらかじめ市のほうが指定をしております市内の密集市街地4地区の低未利用地、例えばこの土地に老朽建築物が存在している場合は、市が所有者に対して除却費用の一部を補助しているようなんですが、この低未利用地を固定資産税を非課税として市が無償で借り上げ、町内会などがまちなか防災空地として市からの助成を受けて整備し、維持管理をしておる事業のようでございます。

密集市街地での火災の延焼防止対策というのは、当町としても必要性のほうは認識をしております。公共空地として協力をしていただけるような土地がございましたら、防災の観点だけではなく、住環境の改善の一助となる事業となると思ひますので、この事業についても一度参考とさせていただけたらと思ひます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

私としては、神戸市のまちなか防災空地のほうが蟹江町にとってはよいのかなと思ひまして、この例に挙げさせてもらいました。

次に、舟入や本町、須成地区等、町内には既成市街地として、また密集市街地としての地域が多くあります。その地域は、一般的に狭い道路が多く、現代の車時代にそぐわないまちでもあります。一方通行ならまだしも、対面通行で2メートルや3メートルの道路幅員では、車の擦れ違いもできず、日常生活に不便を来します。また、免許証を返納した住民も増えてきました。

現在、お散歩バスは、メイン道路のルートが多く、狭い道路には車体も大きく、走ることができない状態です。ですから、将来、小型車両にお散歩バスを変更することを考えてみてはどうでしょうか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

お散歩バスの小型車両導入への質問についてお答えをさせていただきます。

現在、お散歩バスの運行状況としましては、月曜日から土曜日までの町内2コース、オレンジコース、グリーンコースとございまして、1時間ごとの6便、日曜日につきましては、日曜コースとしまして4便を運行しております。初めて利用する方や町外の方にも分かりやすい位置に停留所を設置しまして、安全に運行するため、主要道路を中心としたコースを設定し、町内公共施設をはじめ駅や商業施設等への地域の移動手段の一つとして担ってまいります。

利用者数におきましても、現在はコロナということで少なくなっておりますが、コロナ禍の前の気候のよい時期、時間帯にもよりますけれども、1便当たり15名以上の乗客のあるコースもございまして、全てを小型バスというふうに切り替えた場合、乗せ残しが出る場合もございまして、今後におきましては、現状のバスコースを生かしつつ、ニーズのある場所への乗り入れが可能な小型車両の検討も必要であるかなというふうに考えてまいります。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

よくお散歩バスのほうも認識しておるつもりです。確かに人員の取り残しがあると大変です。今の形になったかと思っておりますが、例えば、私がちょっと問題視しているのは、狭い道路ですね、狭い道路に対してどうなのかなと。狭い道路のところでも小さなバスが走ってもらえれば、交通弱者の皆さんのためには非常に役に立つんじゃないかなと思っております。ちょっとお聞きしましたが、やはり狭い道路は、改装も地権者の皆さんの協力が必要です。狭い道路に関しては、非常に難しい問題が多々あるかと思っておりますが、先ほどの話に戻ると、お散歩バスが小型化になれば、狭い道路で運行した場合とか、これは先々の話です、今後ルートの変更もあるかと思っておりますので、先々の話をしておりますが、擦れ違いの場所や停留所としての場所も必要になってくると思っております。

将来、その地域の利便性も考えて、狭い狭い道路の整備の取り組みの一つの事業として、

狭い道路に面している空き家・空き地対策として、また地域の活性化事業として、私は先ほども申しましたように、神戸市のまちなか防災空地の事業が狭い道路の解消の一つの手段ですね、大きく解消はできないかもしれないですが、一つ一つ小さなことからやっていくということも大事かと思っておりますので、道路に面している空き地・空き家の活用として考えられたらどうでしょうかということをおもっておりますが、このような場所は公園も広場も少ないところが多いですから、このような事業を推進しながら、町の開発、再開発、再開発とはいきませんが、小さな開発、小さな再開発として、このような事業に取り組んでいただけたらどうかと思っておりますが、どうでしょうか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今おっしゃられました神戸の例を挙げられましたけれども、そういった空き地がございまして、町のほうにご協力をいただけるということであれば、先ほど申しましたように、ニーズのある場所への小型車両の導入も検討していきたいというふうに思っております。それも、空き地のほうで町のほうへの協力があっての話でございますし、また町のほうも、本コースバスの現状のコースのところへの乗り継ぎということでのことでございますので、また先々検討していきたいと思っております。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。一番の問題は、狭いところに空き地・空き家がたくさん今後、既成市街地では増えてくるわけですし、それを活用しないことには、その地域の安心・安全とか発展とか住環境の改善ができないということをお聞きして、取りあえず狭い道路、ひょっとして先々お散歩バスが走るルートから空き地・空き家を開発してもらおうとか、借り上げてもらって、買っていただかなくてもいいもので、借り上げてもらおうとか、購入の意思があれば、町のほうが買っていただいてもよろしいですが、土地取得特別会計もありますので、あれを活用するなり、何かの方法はできるんじゃないかなと思っておりますので、その辺はお聞きしたいと思います。

○副町長 河瀬広幸君

吉田議員、ありがとうございます。確かに舟入、須成、本町管内の市街地の道というのが大きな悩みであることは存じております。

先ほどご提案いただきました長崎市の老朽化危険空き家対策事業とか、まちなか防災空地整備事業、これ、神戸市の住宅都市局が、まち再生推進課ということでやっております。特に神戸では、密集市街地の再生方針を立てまして、その防災空地を生み出すための仕組みをつくったものと考えております。まさしく、これから防災、非常に災害の多い時期になったときに、当然そういうまちなかの防災空地は必要になってきますので、いいご提案をいただきましたので、一步踏み込んで勉強させていただいて、この制度が我々のほうにできるかどうかも含めて検討させていただきたいと思っております。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

どうしても、私も旧市街地に住んでおりまして、車の不便さとかいろんな不便さを感じますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、町長にお聞きしたいと思います。

私は、区画整理事業も、町の人口増加の一つの手段としてよいと考えております。今現在、富吉地区において区画整理事業が計画されております。富吉での事業に期待しております。

そして、もう一つ、先ほどから話ししています既成市街地の発展のために、先ほどいろいろお聞きした事業の実効性も大切かと考えておりますが、現在このコロナ禍の状況では、コロナ禍の状況で大変なことになっておりますが、それでも行政は全体を見ながら、一つ一つのことを前に進めてもらわなくてはいけないと思います。現在の状況を考え、また先ほどの質問等々を考え、どのような考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、吉田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今るる担当者が、狭あい道路の問題だとか、お散歩バスの小型化の問題だとか答弁をさせていただきました。吉田議員、ご商売柄、そういうことについては非常に知識の深い方でありますので、我々が吉田議員以上の深い知識は持っておりませんが、蟹江町の責任者として、今副町長も申し上げましたとおり、それぞれの地域によって、阪神・淡路大震災によって一つの大きな地域が消滅をしてしまった、さあこれからどうしようという、逆にそういう究極の状況になったときには、本当にしっかりとしたまちづくり、区画整理事業ができるんじゃないかなというふうには思いますけれども、蟹江町、実は町制施行132年、蟹江川を中心に右岸堤、左岸堤が栄えてまいりました。特に左岸堤を中心として、福田川の間地域が旧市街地となっております。右岸堤から西側、尾張中央道ができたことによって、この地域の大きな区画整理事業が昭和40年代から始まり、そしてJRの駅の北側、そして、今ご指摘をいただきました富吉での区画整理事業でもっての市街化区域の編入事業等々あります。

過去の歴史を思ってみますと、昭和45年の法令改正の前に、工区でいえば第4工区のあたりでありますけれども、あそこのはばたき幼稚園のあたりのところではありますが、土地改良事業でもって市街化に編入された場所もあります。今この時代になって、狭あい道路ですよということ、水路を道路になるべく、カルバートを入れて道路使用ができるような状況も、あるところで一部ではやっておるわけではありますが、その下を流れております土地改良区の用水に支障を来さないように、まだまだあの地域の水の利用はされているわけでありますので、そういうことも含めながら、地域地域によっての利便性を考えたまちづくりをしていかなきゃいけないというふう考えております。

富吉地区の事業につきましては、長年にわたりまして、地権者の皆様方の基本的な合意を

いただいて、そして、これからが正念場だというふうに思っております。区画割りをするだけではなくて、そこに住まいし、新たに住んでいただける皆さん方のいわゆるライフ・バランスを考えたときに、当然、最低限の下水、水道、電気、インフラ整備は不可欠であります。そんな中で、すぐ目の前にあります富吉駅、これスモールタウン構想にも象徴されるような富吉駅、公共交通機関がございますので、非常に利便性の高いまちづくりができるのではないのかなと。

県道一本挟んで、東側には市街化調整区域、そして、日光川の右岸堤の周りには農業振興地域といって、まだまだ自然が残っており、遊水地としての機能も十分発揮できる地域でありますので、非常に、長い時間をかけることは多分できないと思いますが、人口が急激にこれから増えるんであろうということにつきましても、なかなか厳しい状況になるとは思いますが、ただ、第5次総合計画にありましたように、10年後3万8,000人の人口を維持できるべく、都市計画マスタープラン、そういうことも含めて、頑張っただけからもうやっていきたいかなと。

近鉄蟹江駅の南側のいろんな要望も今あるようでありまして、先ほどから申し上げましたとおり、地域の地権者の地主さんのそれぞれの財産でありますので、まずしっかりとコンセンサスを取っていただいて、蟹江町が事業として、お互いに手を組みながらやっていく必要があるのではないのかなと、そんなことを思っております。

舟入地区につきましては、本当に何度も何度も吉田議員からご質問いただき、また水野議員からもご質問いただいております。モビリティ事業も含めて、これを大きなきっかけとして、一度狭い道路の解消等々についても真剣な論議をこれからもお願いして、一つの目標に向かって計画を立てていきたいかなと、こんなことを思っておりますので、また格段のご協力をいただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。町長の思いをちょっと聞かせていただきまして、前に進めていただきたいと思いますが、今回は、空き地や空き家を利用した既成市街地の開発ということで、先ほども話が出ましたように、地域地域のまちづくりがありますので、どうしても区画整理事業じゃなくて、私は旧市街地の既成市街地のほうに目がいってしまいますので、ぜひとも、いろんな手法があると思います。長崎や神戸ばかりじゃありません、国土交通省の中にはいろんな事業例も挙がっておりますので、そのように蟹江町に当てはまるものをひとつ見つけ出していただいて、町がよりよい発展する町にしていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で吉田正昭君の質問を終わります。

ここで、消防長、政策推進室次長、総務部次長の退席を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後3時50分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時52分)

○議長 安藤洋一君

質問7番 水野智見君の「近鉄蟹江駅南地区のまちづくりについて」を許可いたします。

水野智見君、質問席へお着きください。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野智見です。

議長の許可をいただきましたので、「近鉄蟹江駅南地区のまちづくりについて」と題し質問いたします。

今議会の全員協議会において、改定された蟹江町都市計画マスタープランが報告されました。マスタープランの土地利用方針では、町内3駅周辺の市街化調整区域が、前回と同様にまちづくり検討地区として位置づけられています。

JR蟹江駅周辺のまちづくり検討地区では、今年の1月31日に橋上駅舎と自由通路が供用開始され、今後は都市計画道路南駅前線の整備に合わせたまちづくりを進めていくことになると考えています。

近鉄富吉駅南のまちづくり検討地区では、組合施工による土地区画整理事業の事業化に向けて、まちづくりが推進されていると聞いています。

そこで、お尋ねします。

先ほど言いましたJR蟹江駅周辺のまちづくりの事業当時、係長をたしか務めてみえました肥尾部長に、今回の質問はお尋ねしたいと思います。また、最後のほうで、町長におかれましては総括的にお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、まず、第1問目、今回改定された蟹江町都市計画マスタープランについて、近鉄蟹江駅南地区のまちづくり検討地区は、前回の10年前から変更になっている点や経緯についてお尋ねします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、策定の経緯でございますが、平成22年度に策定をいたしました蟹江町都市計画マスタープランが今年度で最終年度を迎えますので、平成30年度より3か年をかけまして改定作業を行ってまいりました。今年の3月下旬には公表する予定でございます。

次に、変更点につきましてご説明をさせていただきます。

まず、本計画の土地利用の方針の中では、前回と同様にJR蟹江駅南側、近鉄蟹江駅南側、

近鉄富吉駅南側の市街化調整区域をまちづくり検討地区として位置づけをしてございます。この全地区に対して共通して言えることとして、変更点でございますが、地区の考え方を前回の計画的な都市基盤の確保に向けた取り組みから、今回は、駅から徒歩圏で利便性が高いことを再度認識することで、立地のポテンシャルを活用したまちづくりを検討することといたしております。

その中で、近鉄蟹江駅南地区では、地元のまちづくりを検討する団体の方のご意見もありまして、前回よりまちづくりの検討する地区を広げることで、宝一丁目、二丁目、三丁目の総合的なまちづくりを検討することといたしました。

以上でございます。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

今の答弁の中で、立地のポテンシャルを活用したまちづくりを検討していくということをおっしゃっていただきましたが、例えばどのようなことが考えられるのか、お願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

考え方について、もう少し詳細にご説明をさせていただきます。

検討地区自体が駅から徒歩圏であることから、その地域の特性を最大限に生かすことを考えまして、歩いて生活ができ、公共交通と連携した、いわゆる国が推奨していますコンパクト・プラス・ネットワークというまちづくりを検討することとして考えてございます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

これから検討していただくということで、よろしくをお願いします。

それでは、2問目、現在、近鉄蟹江駅南地区では、宝地区まちづくり検討委員会が発足し、協議が進められ、所有者へのアンケート調査も行われました。以前亡き父から、平成元年頃と記憶していますが、近鉄蟹江駅を改修し南改札口を造り、東郊線が道路高架になる計画などの話を聞いた記憶があります。

そこで、お聞きします。

町として、近鉄蟹江駅南地区について、まちづくり構想など、どのような取り組みをしてきたのか。可能な限り過去にさかのぼり調査をしていただき、町が取り組んでいたこと及びその経緯について教えてください。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問の経緯等、お答えをさせていただきます。

まず、平成3年度には、近鉄蟹江駅を中心としまして、駅南北を一体とした町の表玄関にふさわしいまちづくりを計画することを目的に、近鉄蟹江駅南まちづくり構想というものを策定しております。その主な内容としましては、現在の宝一丁目、二丁目、三丁目の区域を、

土地区画整理事業などによる基盤整備を検討するものとなっております。

しかしながら、事業化に向けた地元との協議の中、最終的には現在まで合意を得ることはできず、事業化の具現化はございません。

また、平成7年度に策定をしました蟹江町都市計画マスタープランにおきましても、土地区画整理事業の実施などを位置付けて、まちづくりの可能性については残してございました。

その後、事業化に向けた進展はまだ見られておりませんが、平成22年度に策定をしました蟹江町都市計画マスタープランでは、土地区画整理事業だけではなくて、他の手法についても検討するため、新たにまちづくり検討地区として位置付けを変えてございます。

平成27年度には、地元の方の発意によりまして宝地区まちづくり勉強会が開催されまして、そこには町としてもオブザーバーとして参加をしております。

平成29年度には、その勉強会からもう一步進んで、事業化に向けた検討を目的に、宝地区まちづくり検討委員会として組織を新たに再編いたしまして、活動をしていただいております。

現在は、地元の意向を聞きながら、再度、この地区のまちづくりについて検討しているような状況でございます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

やっぱり平成3年頃に、そういった近鉄蟹江駅南側も含めた整備の検討がされていたということなんですが、その中で、近鉄蟹江駅南の改札を含めた駅の改修工事については、当時、近鉄が全額を負担して行う工事だというようなことを聞いていた記憶があるんですが、この件について何か調べていただいた中で、事実かどうかも含め、また、現在このような予定はあるのかも含めてお願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどお答えをいたしました、平成3年度に策定をいたしました近鉄蟹江駅南まちづくりの構想の中で、近鉄蟹江駅の橋上化、自由通路の設置について記述がございました。その内容としましては、鉄道事業者の単独事業ということで行うというような記述でございましたが、協議の経緯や合意に基づいているものかは、それは不明でございます。

ただ、現在は、平成21年に国が策定しております自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づきまして、自治体と鉄道事業者の事業負担も定められておりますので、鉄道事業者の単独事業として施工することは、どの鉄道事業者の場合であっても、可能性はかなり今低いと思います。自治体のまちづくりとしての施設整備費は、現在は避けられないような状況だと考えております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

そうしますと、やっぱりそんなような記載がしてある部分はあったみたいですが、具体的に、例えば近鉄の担当者の方とか、町のどういった担当の人の中での協議があったとか、そういうことまでは分からなかったということですか。

J R蟹江駅の時も、ちょうど私が補欠選挙で当選させていただいてから橋上駅の話があって、鉄道会社でのいろんなこういった協議はなかなか難しく、ほとんどが地元負担というのが多いというのを聞いていますので、やっぱり近鉄蟹江駅に関しても、当時はそんなような話もあったみたいですが、なかなか難しいんだということが改めて分かりました。

それで、次にいきたいと思います。

4番目として、現在の宝地区については、J R蟹江駅北の桜地区よりも以前に開発の計画が進められていたという、先ほど部長からもお聞きしましたが、当時、町としては、学戸地区の次に近鉄蟹江駅南地区を整備する考えがあったとも思われますが、事業化に向けては現在至っていないという状況です。

しかし、当時と所有者も変わり、社会情勢も随分変わってきていますので、今後の開発の検討を進めていただきたいと思います。今後の町の取り組みについてお尋ねします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えをさせていただきます。

今までと同様に、引き続き宝地区のまちづくり検討委員会に意見を聞きながら、この地区について、今後の取り組みについても検討は進めてまいります。また、特に地権者の方の合意形成や、地権者の方が望む土地利用をしっかりと把握をしていき、その上で町の財政状況なども鑑みながら、しっかりと方針を検討していきたいと今考えております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

しっかり今後、取り組みをお願いしたいと思います。

次に、5番目として、舟入区会の場とか、また検討委員会にも出席させていただいていますが、その場で民間の開発業者、例えば三井不動産、UR都市機構などとの業務代行について提案された方がみえました。本当にそういった業務代行による事業ができるのか、また、このような提案に対して、町はどのように対応して考えてみえるのかもお尋ねします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問についてお答えさせていただきます。

まず、今年度、近鉄富吉駅南地区におきまして、土地区画整理事業の業務代行について、サウンディングというものを行っております。その結果としましては、やはり駅から近いということもありまして利便性はあるものの、ただ地域特性として、地区が海拔ゼロメートル以下ということもありますので、事業に対してどのように影響が出るかが、その辺が不透明

だというような回答がございました。

また、ご質問にございますUR都市機構の施行の可能性についても、直接UR都市機構においてヒアリングも行っております。UR都市機構が直接施行する場合としましては、都市再生などの、要は国の施策に基づいて市街地の整備・改善すべき場合などで、主に首都圏の再開発や震災復興などの緊急性がありまして、国として行うべき事業で、ということでありました。

また、UR都市機構に業務代行を行っていただく場合としましての条件としましては、複数の自治体を含む事業や複数の事業メニューを含む複雑な事業で、UR都市機構しか施行できない、またはUR都市機構が施行すべき理由がある場合で、土地区画整理事業だけではなく、連続立体交差事業とか複数の事業が混在しまして、自治体や民間でまずは施行することができないという、そういう場合ということでご回答は得ております。

現在の近鉄蟹江駅南地区において、このような状況を当てはめていきますと、UR都市機構に受託するような必要性の整理が、まだ今の段階では整理することが困難でございますので、UR都市機構が受託することについては、可能性としては今、非常に低いかないと考えております。

しかしながら、民間の開発事業者のヒアリングの中では、名古屋から1駅という利便性から、開発のほうもある程度の規模感ですね、それを間違えなければ、見込みはあるという意見もございました。

町が開発に必要な都市基盤の手続きを行い、民間が事業を推進していくような官民が協力していくまちづくりについても、引き続き検討をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

そうすると、UR都市機構からも町のほうに尋ねられて、協議はしていただいたということだと思んですが、その中で可能性があるとするれば、例えば近鉄の蟹江駅南ですと、この地区に見合ったような開発の規模の事業ができる見込みというか、協議ができれば、可能性としてはないわけではないということよろしいですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

近鉄の蟹江駅南地区、あそこの地区で土地区画整理事業だけをやるというようなまちづくりでは、なかなかURさんは引き受けてくれるような状況ではないと思います。やっぱりURの考えとしては、広域的なまちづくりという考えがございますので、例えば蟹江町だけではなく、名古屋市をまたぐようなちょっと大きなまちづくりとか、あと土地区画事業としても、区画整理だけではなく鉄道事業とか、あと再開発、いろんなメニューを合わせたようなものでなければ、なかなかURさんのお力を借りることは、今の段階では難しいかなと思っております。

○4番 水野智見君

この後にも副町長等にもお尋ねすることがありますので、この辺にしておきますが、いずれにせよ、URに限らず、こういった開発業者とも、また隣接する名古屋市等も含めて、今後もしっかり協議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、同じく区会場で、タワーマンション、高層マンション構想、つまり今までは平面換地制度で整備するということでしたが、これからは立体換地制度で行うもので、国も現在では、蟹江のようなゼロメートル地帯では推奨しているという意見も説明されました。

首都圏や名古屋駅及び栄周辺では、再開発などにより建物が高層化されています。ただ、名古屋市郊外での高層マンションの開発というのはあまり見られていませんが、蟹江町についてはどのようにお考えでしょうか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、今ご質問ございました立体換地制度ということで、その辺の可能性についても、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

立体換地制度は通常の土地区画整理事業と違いまして、まず地権者の土地を建物の床として権利を換えるものでございます。その場合は、決められた建築物の床を土地に代わる権利として与えられますので、まず個人での土地活用ができなくなることをしっかりと、地権者の方には理解してもらう必要がございます。

また、地権者が土地に固執するような区域では、建築物の床を権利とする立体換地制度は事業自体が成り立たない可能性もございます。その理由としましては、金銭で清算を求めため、頂いた、清算を求めたその金銭で、他の地区でまた土地を取得するというを選択される方が多数出てくると、本来換地で渡すべき建物の床が実際は余ってくるような状況になりまして、それを保留床といいまして、要は事業費として販売しなければならなくなりまして、事業の見通しが非常にまた難しくなるのかなというように考えてございます。

そのため、しっかりと地権者の方の土地利用の意向を確認し、事業が本当に成り立つか、その方法も検証しながら、どの方法がよいのかということを慎重に検討する必要があるかと考えてございます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

あくまでも立体換地制度というのは、方法論の一つだとは私も思っているんですが、ただ話の中で、そういった提案をされましたので、それがどこまでできるのか、可能性も含めて、今後協議の中で検討していただきたいなというふうには思っております。

それでは、次に、7問目として、こうしたまちづくり事業を進めるに当たっては、メリット・デメリットは何かしらあるものです。それぞれの地域に適合した開発手法を、開発業者と意見交換、情報交換など協議を進めるのも一つの方法と考えています。こうした協議を進

めることについて、町としてはどのように考えているのでしょうか。

蟹江町職員として区画整理事業にも携わったと記憶しています。この件につきましては、河瀬副町長にお尋ねします。

○副町長 河瀬広幸君

今、水野議員から、近鉄蟹江駅の南のまちづくり、担当部長を含めて、るるご質問を、お答え申しております。まちづくりを進めるに当たってのメリット・デメリット、あとは、先ほど話題になっています地域に合ったやり方を模索するために、民間開発業者との協議等々、町の考え方をお尋ねであります。

確かに水野議員おっしゃるように、私も行政経験が長くあります。ほとんどの基盤整備事業に携わってまいりました。

蟹江町では6つの地区が整備をやりまして、この手法は面整備を主体とした土地区画整理事業でございます。これは、先ほど吉田議員、そして水野議員の中にもございました。目新しいところでは、先日JRの橋上駅舎がオープンしました蟹江今駅北土地区画整理事業、これも区画整理事業の手法での整備となります。平成28年にこれは完了しております。

6つの中で一番分かりやすい例としましては、今日ここでやっている議場があります蟹江町庁舎、これを中心とした第二学戸土地区画整理事業であります。この事業は平成16年に完了しております、中には庁舎、体育館、学戸公園をはじめ6つの都市公園、保育所等々、多くの公共施設が設置をされております。このように、市街地が一体的に総合的に整備され、快適なまちづくり、これが区画整理事業の一番大きなメリットであると考えております。

ただ、メリットばかりではございません。デメリットもあります。

これは、お尋ねにありました整備の手法の検討にも関係してきますけれども、一番の課題は、区画整理事業は減歩という土地の負担であります。当然、区画整理の整備手法は、地区内に土地を持ってみえる方、地区内に建物を建ててお住まいになってみえる方から、減歩という形で土地を提供していただくことによって事業が成り立っております。場合によっては、お住まいの住居を移転していただく必要もございます。このため、何よりも大切なことは、土地所有者の理解とご協力であります。

私も経験上、多くの方に土地の提供、家屋移転のご協力をお願いしてまいりました。結果、このように一体的・総合的に面整備ができました。

ただ、やっぱりこの事業も、始まりから終わりまで一定の期間を要するのが言えます。このことも事業をやるに当たって、しっかりと認識しておかなければなりません。そういった状況の中に、この近鉄の蟹江の南のまちづくり、これに目を落としてみますと、即この土地区画整理事業がこの地区に該当するかどうか、これは言えません。選択肢の一つであるというふうに考えております。

以前と状況がやっぱり変わってきておりまして、社会情勢の変化、周辺の環境の変化、そ

して町の財政事情など状況を踏まえた上での的確な事業手法の選択が重要であります。特に大事なものは、地権者の方の合意形成、そして地権者が望む土地利用、これはしっかりと把握し、それを反映する事業の選択が必要だというふうに思っております。

水野議員がおっしゃいました、ご質問の開発業者との意見交換、情報交換、協議を進めることについては、可能な限り多くの選択肢を持つために必要であると認識しております。

以上です。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

最初にも言いましたように、肥尾部長も河瀬副町長も、区画整理、こうした今のまちづくりに関係する部署に長いこと対応していただいておりますので、先ほど来の話の繰り返しになりますが、地権者も含め、こうした開発業者ともしっかりと協議をしていただいて、反対意見もあるとは思いますが、それを説得するような協議も進めてもらうようなことも提案していただきたいと思っております。

また、例えば駅前、宝地区については、別に全てを区画整理でやらなきゃいけないというわけでもなく、例えば一丁目、二丁目、三丁目、またはどこかの道路のところで区切ってもいいかとは思いますが、区画整理の仕方を考えてもいいような形もできるのかなというふうに思うんですが、これはちょっと専門的なこともあるんですけども、可能性として、部長、どうですかね。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、お答えをさせていただきます。

まちづくりの手法につきましては、一つの手法に限ることはございませんので、例えばその地区の特性に合った、例えば市街化調整区域の地区計画という方法もございますし、先ほどからお話をしています土地区画整理事業、もしくはまた、市街化の部分については再開発、そのような事業をミックスしながら、まちづくりを進めるというのも一つの選択肢でございますので、もうちょっと幅広い範囲で何ができるかをしっかりと、この地区について見極めをしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。今後、宝まちづくり検討委員会においても、そうしたことで、一つのことにこだわらず、幅広く協議をしてもらえるように提案していきたいと思っておりますので、その節はよろしくお願いいたします。

それでは、8問目にいきます。

先ほど吉田議員も少し話されましたが、旧市街地のまちづくりとして、狭あい道路の整備要綱について、現在町はどのような取り組みをされているのか、状況についてお尋ねします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、町の狭あい道路の取り組みについてご説明をさせていただきます。

まず、狭あい道路の目的としましては、幅員が4メートル以下の狭い道路について、災害時におけます緊急車両の乗り入れや避難路の支障となることから、快適で安全な居住空間の確保や災害に強いまちづくりを目的に行っております。当町におきましては、平成31年度に制度を設立しております。

ただ、残念ながら、現在のところ、問い合わせはあるものの、活用実績はいまだないような状況でございます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

そうですか。せっかく整備されているけれども、狭あい道路というのは住民の方も認識はしてみえると思うんですけども、そういった活用がないということは、この整備要綱が利用しにくいのか、活用しにくいというものがあるかと思うんですが、そうした場合、やっぱり今後改正すべきだと考えますけれども、近隣市町村もこういった取り組みをしていると思いますが、近隣市町村の状況も併せて、お考えをお願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、この制度の趣旨ということで、建築担当でございますまちづくり推進課とも協力しながら、啓発には今努めているような状況でございます。しかし、町としても、活用がないということは、何らかこの制度に改善の必要があるということは認識をしておりますので、令和3年度には要綱の見直しを、今現在予定をしているところでございます。

他の自治体の取り組みとしまして、セットバックの敷地の確定測量を自治体を実施しているところや、また、申請者の要件を建築行為、要は確認申請を出すときだけではなくて、現在そのような状況にある方でも受け付けているようなところもありますので、当町においてもこれらを参考にさせていただきまして、確定測量の負担の軽減や申請者の要件の拡充など、それらをちょっと見直していきたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

そうですか。敷地の確定測量の負担の軽減を考えているということですが、ちょっとこれ私の記憶ですけれども、敷地の確定測量をして分筆したときは、寄付採納というふうにお聞きしているんですが、例えば買収という場合も考えられるのか。あるとすれば、どのような場合に買収をされるのかも含めて、お願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えさせていただきます。

一般的に有償で買収をさせていただく場合としましては、町の道路事業として道路拡幅を

する場合などございまして、計画的にそういう場合は用地買収を行っていきます。

今回のような建築基準法上の、要はセットバック用地を確保するための狭あい道路制度を利用する場合は、あくまでも、ほとんどの自治体が寄付を前提としていまして、当町においても同様の運用と考えております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

そうですか。例えば、拡張になる道路幅が何メートルの幅を確保できれば買収するとか、そういうことの何か基準みたいなものはありますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

特に幅員についての基準はございませんが、町として、道路区域として、ここに新たに例えば6メートル、8メートルの道路を造っていくという施策の下であれば、それは用地買収をして、道路を確保していくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○4番 水野智見君

そうすると、場所によって可能性がないわけではないけれども、そういったある程度の広さが確保できるような状況でないと、買収ということは考えられないということですね。

狭あい道路の関係のことについては、先ほども言いましたように、他の自治体の整備要綱もしっかり参考にさせていただいて、より活用しやすい、蟹江町にふさわしい要綱に今後改正されることをお願いしたいと思えます。

それでは、最後に町長に、部長の答弁等の補足も含めて、近鉄蟹江駅南地区のまちづくりの今後の取り組みについて、お考えも含め、お願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げたいと思えます。

産業建設部長、そして副町長の答弁の補足ということではなく、私の気持ちといたしましてお話をしたいなというふうに思っております。

当町、町制施行132年、大変古い町であります。先ほど副町長から話がございました、この蟹江町の大躍進の現況となった第二学戸、第一学戸の区画整理事業、これが今なかったら、この蟹江町はどうなっていたんだろうということを私はよく考えております。

平成7年に蟹江町議会議員として当選をさせていただくその前に、トヨタ系の自動車会社におりましたけれども、56年に退社をいたしまして、その1年後に蟹江町商工会に入りました。先ほど、うちの産業建設部長が、ちょっと古い話ですけども、僕も懐かしい言葉を聞いて、思わずメモしたんですが、近鉄蟹江駅南のまちづくり構想、これは実は、本当に僕もパウチで持っているんです。平成3年でした。河瀬佐兵衛元々町長さんが構想された、多分中村議員もご存じだと思いますけれども、新聞にもたしか載りました。すばらしい構想だな

と、我々商工会のメンバーでこの構想、これプラス、実はJR蟹江駅周辺まちづくり構想というのも同時にあったんです。商工会青年部がまだ少なかったんですけども、商工会の青年部で手分けをして、JRの駅北のまちづくり構想に参加する青年部、近鉄蟹江駅の南に参加する青年部ということで分かれて、その当時、昭和17年生まれの方がリーダーを取ってみえたと思いますが、近鉄南にサンプレイタウンという商店街がございました。今は本当に少なくなってしまって、ほぼ残っていないような状況になっていますが、そのときに、この構想はこんな構想だということで、高架事業があり、町が大きくなり、蟹江団地の周辺がすごく都市化していて、すばらしいなというふうに思ったんです。

でも、いつまでたっても構想が進まない。そうこうしているうちに選挙があって、町長さんが代わってしまったということもあるかも知れませんが、この構想について青年部としては、立体交差だし、すばらしいし、これから絶対要るよねということでやってみたんですけども、最終的には町の考え方、そして地権者の皆様方の同意がなかなか得られなかったなという、そんなことがありまして、ちょっと残念な気持ちを持った、そんな思いを今ふと思いつきました。もう30年以上前の話でありますので、ちょっと今、こんなことありましたねと。やっぱり地域の地権者の皆さんの同意を得ないと、どんなこともやっぱり進んでいかないなというのが、その当時思ったんですね。

実際、自分のことに置いてみると、我が自宅は、実は昭和52年に学戸地区に家を建てさせていただきました。その当時、市街化調整区域でございました。ほぼ40ヘクタールのこの地域が市街化区域になるよとあって、概成するまでに30年近くかかっております。もちろん施行は町施行、町が中心となって、いろんな地権者とお話をしながら、減歩の話もしながら、清算金の話をしながらやってまいりましたが、いかんせん素人には、その清算金という言葉自身が分かりません、減歩という言葉自身が、しっかりと説明がついておりませんでした。そんなこんなで、非常に大声で罵声が飛び交うような住民説明会になったということは、実は記憶をいたしております。それもこれも、やっぱり地権者の同意をしっかりと得ていなかったわけなんですね。

それで、長い時間、相当のお金をかけて、でも立派なこの地域ができました。今4,000人以上の方が、40年ぐらいかかりましたけれども、住んでございます。中央道ができ、インターチェンジができ、ますますこの蟹江町が栄える原動力になったのは事実であります。それと同時に、町施行で今西の区画整理事業もスタートし、川から西側の整備が本当に順調に進んだ時期でありました。そのときに当然、近鉄蟹江駅、JRの北側の地域、これの構想もあったんでありますが、地権者の話し合いができて、組合をつくってやろうじゃないかという機運が盛り上がり、この中で何人か、この時代はよくご存じだと思いますけれども、これもやっぱり地権者の合意が数年かかって、減歩清算金の調整もでき、保留地も売れるような状況になりました。

私、何が言いたいかという、開発というのは確かにいろんな手法を使います。地区計画もありましょう、それから区画整理事業もありましょう、既存の市街地を整備しましょう。でも、どうしてもやっぱり、そこに住んでみえる皆さん方が激減する環境は、これは避けなきゃいけない。しかしながら、一定のご理解をいただかないと、まずそれはできないということだけを大前提にさせていただきたいということでもあります。

私自身も、最終的には清算金という形で、全く不本意ではありました。しかしながら、これはもう事前に説明があったということになりまして、地域のためにということで、私だけではなくて、その地域、市街化調整区域に家を建てられた方は、減歩で土地を渡すことができませんので、そういう結果になってしまいました。

今回、近鉄富吉駅の南側で区画整理事業のサウンディングを行った、先ほどの部長の説明ですが、サウンディングを行って、地域のコンセンサスが、まだまだ100%得られてはいないものの、やっと第一歩が踏めた、3年、4年、5年かかっているわけでもあります。そういうコンセンサスを得ながら換地処分をし、従前地の方もご理解をいただいて、最終的には蟹江町の皆さんから頂いた貴重な税金を投入してまちづくりしていこう、これが私は市街化に向けたまちづくりだと思っています。

ですから、近鉄蟹江駅の問題、先ほど水野議員が入っておみえになります宝のまちづくりの検討委員会も一生懸命、本当にやっていただいておりますので、そこでしっかりもんでいただいて、いろんな事情があると思います。宝一丁目、二丁目、三丁目全部入れるのか、それとも小規模な地区計画にするのか。タワーマンションができるのかできないか分かりません。やっぱり軟弱な地盤の中に高層ビルができるかというのは、我々、地質調査をしてみないと分かりませんが、いろんなことがこれから出てくるとは思いますが、まずは一丁目一番地、地域の皆さんのしっかりとした意見合意があってこそその開発だというふうに私は思っています。でも、一日も早く近鉄の南の状況が一変すると、私自身もいいなと。

ですから、今後、この議論を水野議員からしていただきました。議員各位のまたご協力をいただき、近鉄蟹江駅、蟹江町の玄関、顔でありますので、ぜひともまたご協力をいただき、支援者の皆様方にもご理解いただけるような、そんな手法をしっかりと考えて、やってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

私自身も、ちょうど8年前、議会議員の補欠選挙で当選させていただいてから、そのときにも、最初にそれこそ一丁目一番地としては、宝地区を何とか、先ほどから何回も言っていますけれども、どういったまちづくりができるかというのは、今後しっかり検討していきたいということもあって、一番最初に愛知県のほうにも、まちづくりの方法、どういう形があ

るかということでお聞きしたこともあります。

そうした中で、6年前から宝地区のまちづくりの勉強会を、両町内会長に、舟入の町内会長と海門の町内会長にお願いして、宝地区の勉強会というのを始めていただきまして、そのときは、本当に皆さん、やることには大賛成だったんですよ。ぜひやらないあかん、逆にやらないあかんという意見でまとまって、それでいろんな方法、肥尾部長にも説明、当時は課長でしたかね、説明してもらったりしたんですけども、その中でやる方向が決まったものから、その後で今の検討委員会という形になって、地権者ばかりじゃなく、そこで商売してみえる方も含めて、いろんな形で話し合いを進めていただいたんですが、それでアンケート調査もやっていただきました。

6割ぐらいの方は賛成ということでしたが、結局、まだ初めてですのでよく分からないと、そういった話があった中で、先ほど言った開発業者の話とか、いろんな手法について提案もあったんですけども、私は、先ほど町長も今言われましたが、今後も含めてですけども、今協議が進められている最中ですので、吉田議員も私もそうですけれども、顧問として同席させていただいていますが、今回の質問の中にも回答していただいたように、開発業者、また土地の所有者も含めて、しっかりと協議をして、当然反対者もみえますので、反対者の方にどこまで理解していただけるかも含めて、先ほど言ったまちづくりに関しても、別に宝地区一・二・三丁目全部を同じ手法、同じ考えでやらなくても私はいいように思います。ただそれが、法律によってできないこともあるかもしれませんが、できる方法を町のほうも国・県とも協議していただいて、やれる方法で、いろんな知恵を出し合って、今後しっかり進めたいと思いますので、横江町長におかれましては、そういったことを指導する立場で、しっかり進めたいと思いますので、改めてお願いしたいと思います。

これにて質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

以上で水野智見君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後4時35分)